

# 城北小学校危機管理マニュアル

— 改訂第五版 —

令和8年4月

岸和田市立城北小学校

# 目 次

## 第 1 章 危機管理マニュアルについて

1 全体構成図 .....	P.1
---------------	-----

## 第 2 章 事前の危機管理

1 体制整備 .....	P. 2
2 安全点検 .....	P. 5
3 避難訓練 .....	P. 6
4 教職員研修 .....	P. 7
5 安全教育 .....	P. 7

## 第 3 章 個別の危機管理

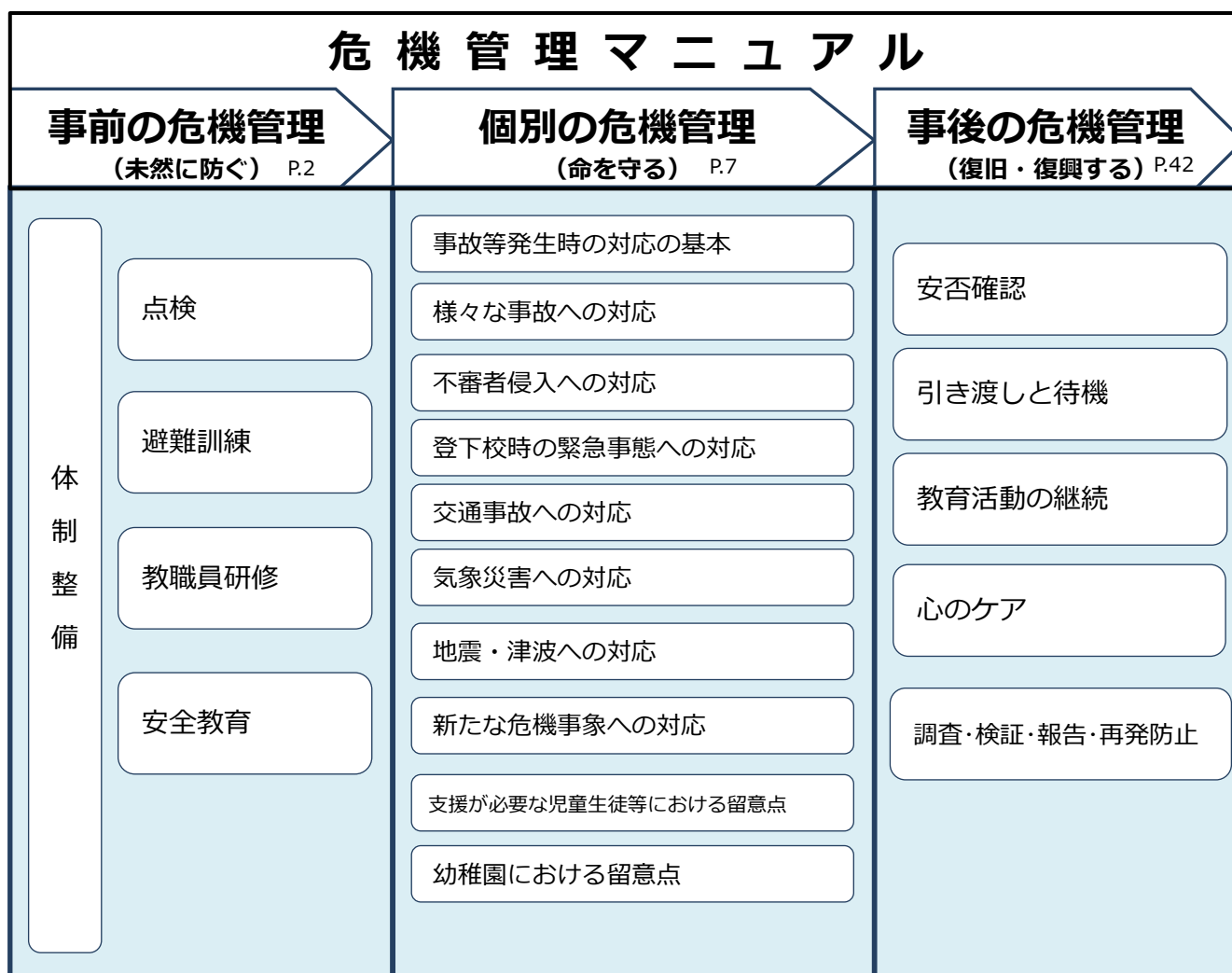
1 事故等発生時の対応の基本 .....	P. 8
2 様々な事故への対応 .....	P.10
3 不審者侵入への対応 .....	P.22
4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応 .....	P.34
行方不明者の発生時の対応 .....	P.35
5 交通事故への対応 .....	P.36
6 気象災害への対応 .....	P.37
7 地震・津波への対応 .....	P.38
8 新たな危機事象への対応 .....	P.41
9 クマ出没情報への対応 .....	P.42
10 支援が必要な幼児児童生徒における留意点 .....	P.44

## 第 4 章 事後の危機管理

1 安否確認 .....	P.45
2 引き渡しと待機 .....	P.46
3 教育活動の継続 .....	P.48
4 心のケア .....	P.49
5 調査・検証・報告・再発防止等 .....	P.50

# 1章 危機管理マニュアルについて

## 1 全体構成図



### 【リスク・マネージメント】

- 事前の危機管理(危機の予知・予測や事故等の未然防止に向けた体制整備・点検・訓練・研修・教育等について)

### 【クライシス・マネージメント】

- 個別の危機管理(事故等が発生した際に被害を最小限に抑える観点から、様々な事故等への具体的な対応について)
- 事後の危機管理(緊急的な対応が一定程度終わり、復旧・復興する観点から引渡しや心のケア、調査、報告について)

### 【学校保健安全法】

第29条(危険等発生時対処要領の作成等)

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」と言う。)を作成するものとする。

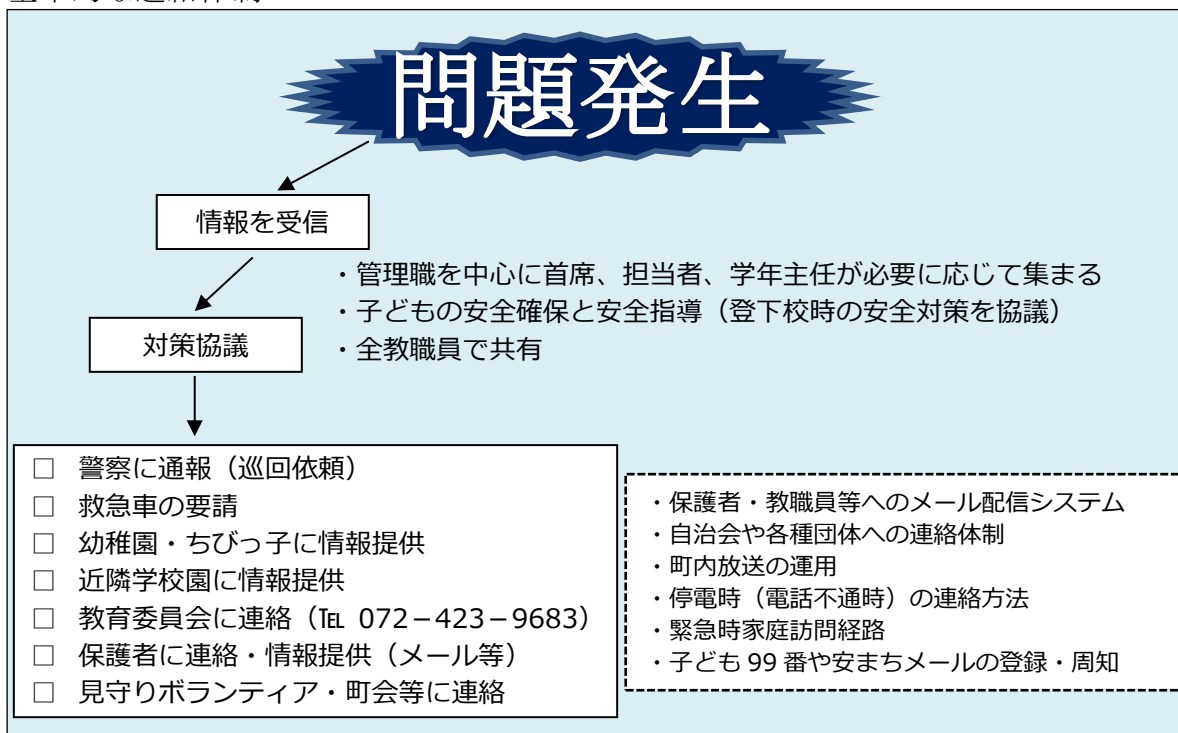
2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

## 第2章 事前の危機管理（未然に防ぐ）

### 1 体制整備

#### （1）学校の体制整備

基本的な連絡体制



#### 【子ども 99 番の登録】

「こども 99 番」は子どもたちへの事件や事故、不審者情報など、安全確保に関する情報を、登録いただいたパソコンや携帯電話へ岸和田市よりメール配信するサービス。右の QR コードから携帯用の登録ができる。



#### 【安まちメールの登録】

安まちメールは、ひったくり、路上強盗、子供や女性に対する被害情報、特殊詐欺等情報、公開手配情報、重大事件発生情報、犯罪等注意報を、警察署からリアルタイムに知らせる情報提供サービス。右の QR コードから登録ができる。



#### （2）家庭・地域・関係機関との連携

- ・連携体制づくりのために、学校協議会や市民協議会等で学校安全の観点を入れた学校運営について話し合ったり、地域の交通安全・防犯・防災について協議・共有したりするなど、地域の関係者との意見交換や情報共有を行うようにする。
- ・事故等を未然に防ぐため、PTAや地域住民、見守りボランティア、警察、教育委員会等と連携し、不審者情報等についての迅速な情報共有や見守り活動の充実、「子ども 110 番の家」の協力など、一体となった体制づくりを推進する。
- ・事故等の発生時には、集団登下校や保護者への引き渡しを行うことも考えられる。事前に学校における安全確保対策や、引き渡し場所などを検討し周知する。

## 下校措置について

分類	想定される事態	対処方法
ランク 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨や暴風等の警報が発令され、一斉での下校が必要だと判断した場合</li> <li>春木旭町、吉井町、荒木町、中井町で不審者出没の情報があり、本校でも必要であると判断した場合</li> </ul>	低中高の学年部会単位で下校時刻を揃え、一斉下校させる
ランク 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨や暴風等の災害で児童の単独での登下校が難しいと判断した場合</li> <li>校区内で児童への身体的危害が及ぶ可能性や重大な事件性のある不審者が出没、徘徊等の情報得た場合</li> </ul>	職員引率のもと、地域別グループで集団下校させる
ランク 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な災害等で、集団下校でも児童の安全確保が難しいと判断した場合</li> <li>警察等関係機関からの指導で下校を止められた場合</li> </ul>	保護者に迎えに来てもらう (学校待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼等)
ランク 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>校区内や近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊の情報を得た場合</li> <li>特別警報や暴風警報等の発令時、地震等により、通学時に児童の安全確保が必要と判断した場合</li> </ul>	授業時間の繰り上げまたは繰り下げ (学校待機・保護者への引き渡し・関係機関の協力依頼等)

※保護者が自宅に不在の場合等には、学校で一時的に保護するなど、児童の安全確保に留意する。

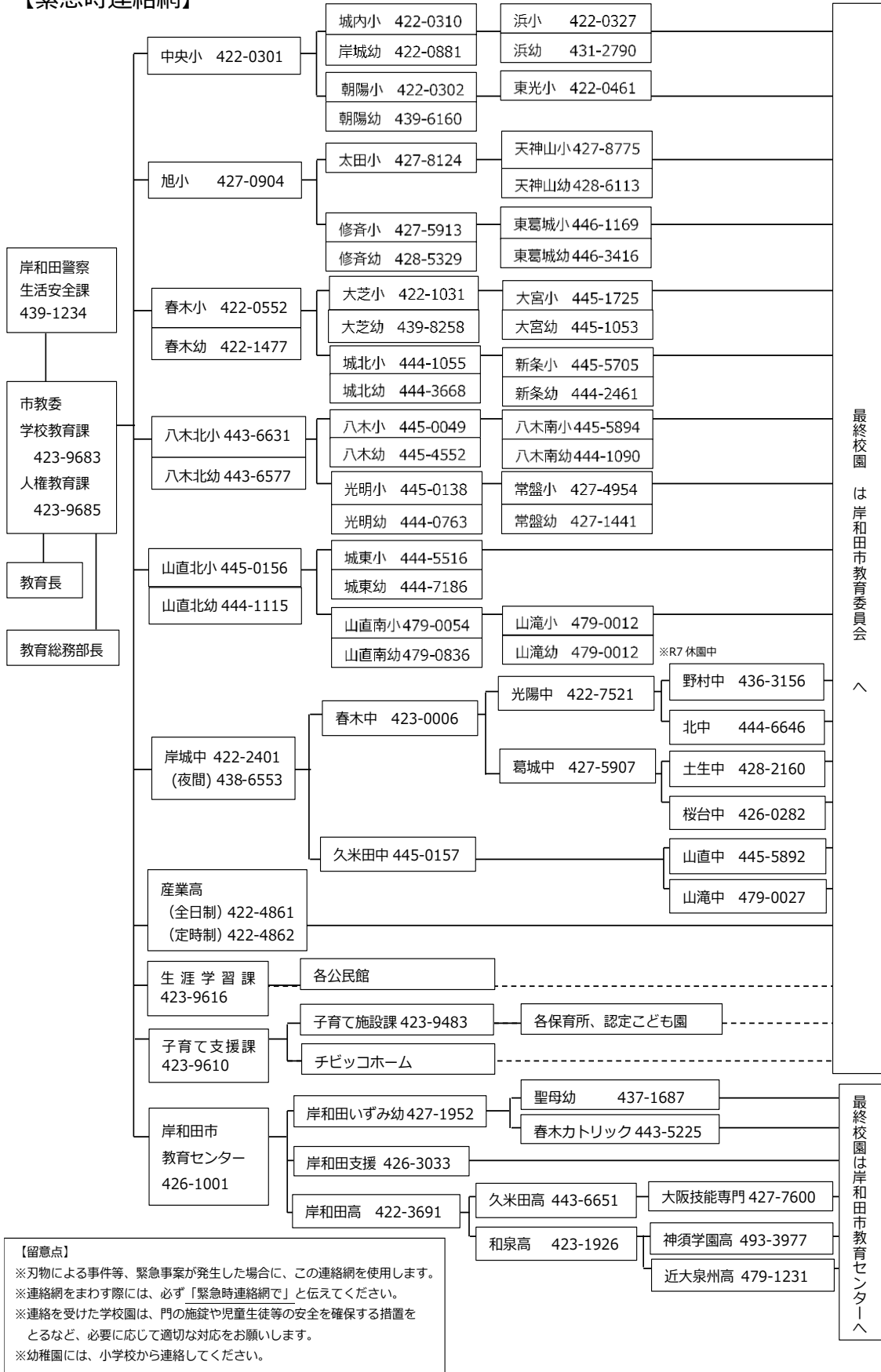
## 災害応急対策に伴う職員動員体制について

分類	配備体制要件	参集職員数
警戒態勢	災害のおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき (例：震度4、気象警報等)	市教委の指示があった場合
A号体制	小規模の災害が発生したとき (例：震度4、津波警報、気象警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員
B号体制	中規模の災害が発生したとき (例：震度5弱以上、津波警報、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員
C号体制	大規模な災害が発生したとき (例：震度6弱以上※3、大津波警報、特別警報等)	管理職並びに校園長の判断する教職員 (全職員)

※ 早朝・夜間・休日等の勤務時間外に発生した場合は、自宅や家族の安全を確認したうえで、参集の連絡に備える。参集の連絡があれば、可能な限りにおいて参集する。

※ 参集後は、児童生徒等の安否確認や避難所協力及び学校再開のための準備等にあたる。

# 【緊急時連絡網】



## 2 安全点検

学校保健安全法施行規則第 28 条

「每学期 1 回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。必要があるときは、臨時に安全点検を行うものとする」

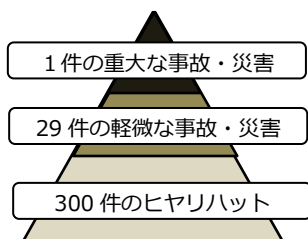
### (1) 校内安全点検学期に 1 回実施

担当	各担任及び責任者	清掃担当者	保健体育部	園芸委員会 担当者	校務員 教頭
場所	各教室特別室	廊下・階段・トイレ (東館) (西館)	外周り(公園・運動場・校舎裏・体育館裏倉庫)	外周り(校舎裏学級園・前庭)	外周り
点検内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸、窓枠などの緩み</li> <li>・床</li> <li>・窓ガラス</li> <li>・くぎ、押しピン</li> <li>・テレビ</li> <li>・電源、電灯</li> <li>・児童用机、椅子</li> <li>・ガス栓</li> <li>・掃除道具入れ</li> <li>・備品、本箱</li> <li>・靴箱、傘立て</li> <li>・雑巾かけ</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すり、階段</li> <li>・手洗い場</li> <li>・水道設備一式</li> <li>・黒板拭きクリーナー</li> <li>・電源、電灯</li> <li>・消火栓、消火器、</li> <li>・避難はしご</li> <li>・額、掲示板</li> <li>・防火扉</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地面</li> <li>・トラックアンカー</li> <li>・遊具</li> <li>・ネット</li> <li>・校舎網</li> <li>・砂場</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級園</li> <li>・花壇</li> <li>・前庭</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木</li> <li>・鉄板</li> <li>・自転車置き場</li> <li>・ごみ集積場</li> <li>・レンガ</li> <li>・外壁</li> <li>・水道パイプ</li> <li>・その他</li> </ul>

### (2) 通学路安全点検

下記の点検の視点等を参考にして、学校施設内及び通学環境内における、事故等と結びつく環境条件を見出すなど、毎月 1 回に点検を行う。

<b>防犯の視点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 不審者侵入防止用の設備</li> <li><input type="checkbox"/> 警報装置、監視システム、通報機器等の作動</li> <li><input type="checkbox"/> 避難経路の複数確保</li> <li><input type="checkbox"/> 出入口の施錠状態</li> <li><input type="checkbox"/> 通学路にある犯罪発生条件(死角・外灯の有無など)</li> </ul>	<b>交通安全の視点(通学路)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 歩道や路側帯の整備状態</li> <li><input type="checkbox"/> 車との側方間隔</li> <li><input type="checkbox"/> 車の走行スピード</li> <li><input type="checkbox"/> 右左折車両のある交差点</li> <li><input type="checkbox"/> 見通しの悪い交差点</li> <li><input type="checkbox"/> 側道施設の出入口</li> <li><input type="checkbox"/> 渋滞車両・駐車車両の存在</li> </ul>	<b>防災の視点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止</li> <li><input type="checkbox"/> 書棚・家具等の壁・床への固定</li> <li><input type="checkbox"/> 警報装置や情報機器等の作動</li> <li><input type="checkbox"/> 避難経路・避難場所</li> <li><input type="checkbox"/> 通学路にある災害発生条件(土砂災害・洪水など)</li> <li><input type="checkbox"/> 遊具等の劣化</li> </ul>	<b>校内事故防止の視点</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 天井材、外壁等の非構造部材の落下防止</li> <li><input type="checkbox"/> 体育館の床板等の建材・遊具等の劣化</li> <li><input type="checkbox"/> 窓・バルコニーの手すり等の点検</li> <li><input type="checkbox"/> 防火シャッター等の点検</li> </ul>
--	---	--	--



#### ハインリッヒの法則

1 件の重大な事故・災害の裏には、29 件の軽微な事故・災害、そして 300 件のヒヤリハットがあるとされた法則。重大事故・災害の防止には、事故・災害の発生が予測されたヒヤリハットの段階で適切に対処していくことが必要であることを示している。

## (2) 危険箇所の分析

- ・関係者と合同点検を実施するなど、複数の目で危険箇所を視察し分析する。
- ・校内・通学路上の危険箇所において、児童がどのように振る舞っているのか観察し、改善すべき環境条件と指導上の課題を見出す。

## (3) 危険箇所の管理と組織体制

- ・危険箇所については、児童への指導や見守り活動により具体的な対策を立てる。
- ・物理的な環境の改善策には、予算を伴うものが多いので、教育委員会、学校協議会、市民協議会等において協議するなど、関係機関と連携して組織的に推進する。

## (4) 事故等情報の共有

- ・学校の事故等は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付オンライン請求システム」から、自校で起きた過去の事例を閲覧することができる。他校の死亡・障がい事例に関しては、一般公開されている「学校事故事例検索データベース」や「学校の管理下の災害」（毎年発行冊子）等から事例を収集することが可能である。先行事例と同様の事故等が発生しないよう、これまでの情報を収集するとともに、校内で発生した事故やヒヤリハット事例についても教職員間で共有し、重大事故が発生する前に対策を講じる。そのために、普段から小さな事案を見逃さず適切に対策を講じることが、重大事案を防止するうえで重要であることを全教職員と共有し対策にあたる。



市内小中学校で生じた事故における被害児童の怪我の写真（学校・保護者より提供）。写真で残し共有することで、事故の重大性を理解しあい、二度と起こしてはならないという気持ちで対策にあたることができる。

## 3 避難訓練

- ・避難訓練は危険等発生時に危機管理マニュアルに基づく教職員の役割の確認を行うとともに、児童が安全に避難できるよう実践的な態度と能力を養うことを目的とする。
- ・事前にどのような危険があるのか、何から避難するのか、各危険に対してどのような避難行動をとればよいか、どの時機で避難行動をとることが望ましいか、明確にしておく。
- ・学校環境や周辺の地形等の特性、岸和田市作成のハザードマップ等を基に、具体的に避難場所や避難経路を設定し、避難計画を立てておく。
- ・訓練は、授業中だけを想定せず、休憩時間中や清掃中等、児童が分散している場合や教職員が近くにいない場合も想定する。
- ・怪我等により自力で避難できない児童、支援を必要とする児童が、安全に避難できるように避難方法や経路などを検証する。
- ・消防法第8条に基づき、防火管理者を定め消防計画を作成し、消火・通報及び避難の訓練を実施する。
- ・警察署・消防署等と連携し、訓練の充実を図ったり、専門家の評価により訓練の検証、危機管理マニュアルの点検・改善につなげたる。

## 4 教職員研修

- ・学校安全計画に教職員の研修を位置づけ、「事前」・「発生時」・「事後」の三段階の危機管理に対応した校内研修を行う。
- ・下記内容の複数の研修を毎年行うことで、危機管理に対応する思考を養い、実際の行動を通して検証する。
  - 危機管理マニュアルに基づく防災・防犯等の避難訓練
  - 事故等発生時の対応訓練（被害児童生徒等及び保護者への対応を含む）
  - A E Dを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
  - エピペン®の使用法を含むアレルギーへの対応に関すること
  - 校内の事故統計や事故事例、日本スポーツ振興センターの情報等を活用した、安全な環境の整備に関すること
  - 子どもに対する安全教育に関すること（交通安全・防犯教育・防災教育等）
  - 子ども心のケアに関すること など

## 5 安全教育

- ・登下校中や休日など児童しかいない場合であっても、児童自身が危険を予測し、危険を回避する能力を身に付けたり、自ら考えて判断したりする能力を育てる。
- ・避難訓練等も含めた安全教育に関する内容を、学校安全計画に位置付け、教育活動全体を通じて系統的・体系的な安全教育を行う。

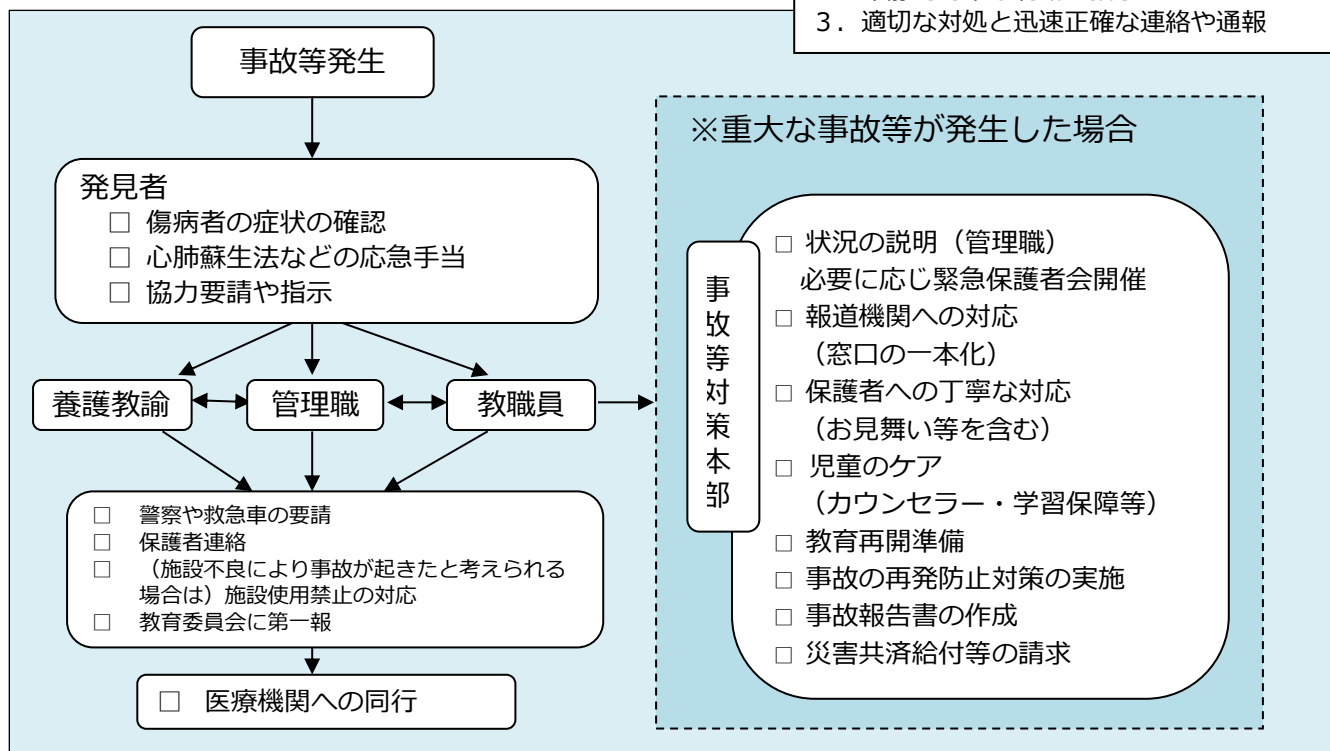
# 第3章 個別の危機管理（命を守る）

## 1 事故等発生時の対応の基本

### (1) 事故等発生時の対応・救急及び緊急連絡体制

【方針】

1. 児童の安全確保・生命維持最優先
2. 冷静で的確な判断と指示
3. 適切な対応と迅速正確な連絡や通報



### (2) 応急手当を実施する際の留意点

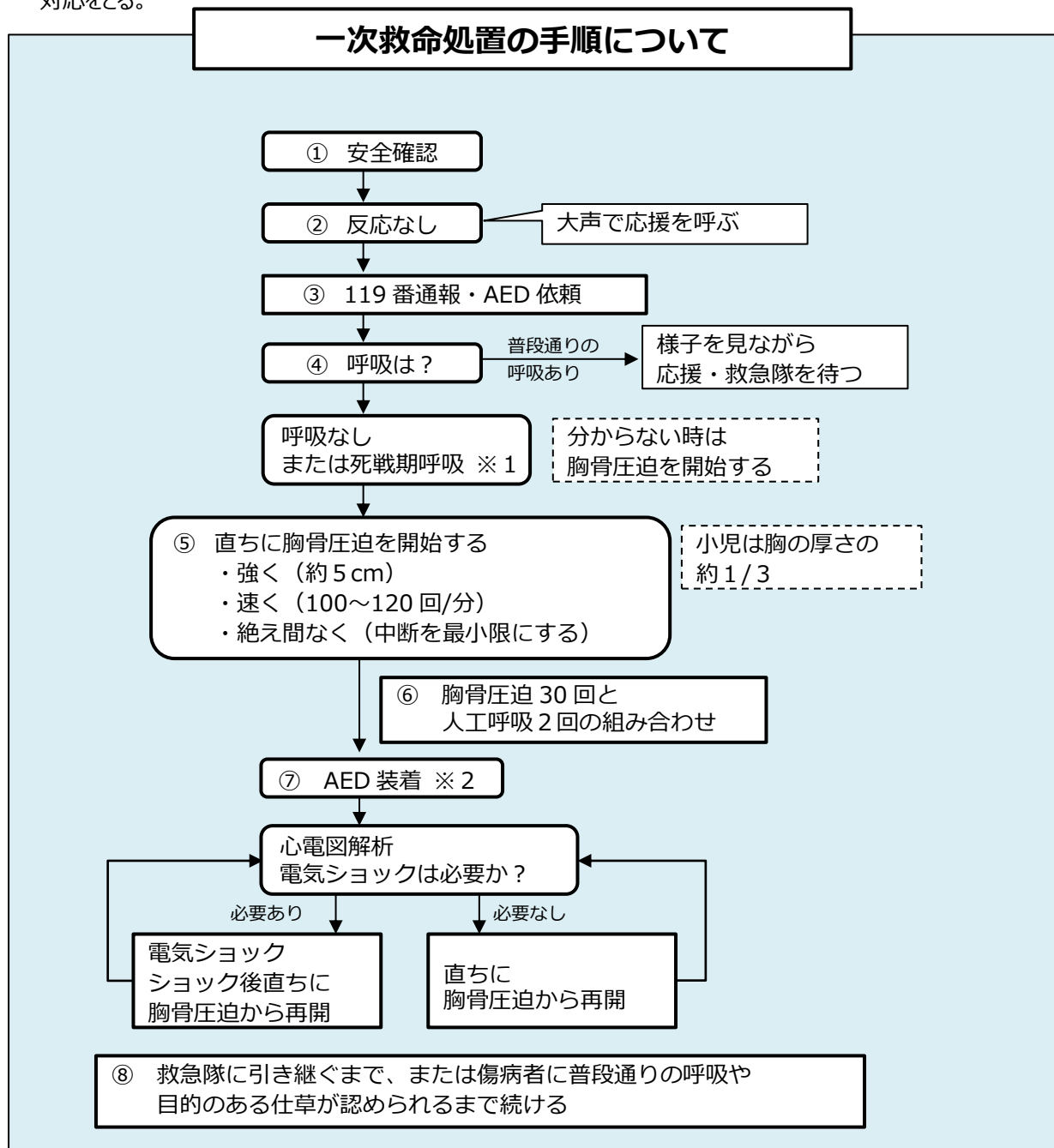
- ・事故等の態様によっては救命処置が一刻を争うことを理解し、行動する必要がある。
- ・生命に関わる緊急事案については、管理職への報告よりも被害児童の救命処置を優先させ迅速に対応するなど適切に判断する。
- ・教職員は事故等の状況に動揺せず、周囲の児童の不安を軽減するよう努める。
- ・応急手当を優先しつつも、事故等の状況や対応、結果について適宜メモを残しておく。
- ・病院搬送の場合は、可能な限り事故の詳細を把握している職員や管理職が同行するようにする。また医療機関においては、可能な範囲で医師の診断を聞いておく。

### (3) 被害児童の保護者への連絡の留意点

- ・当該保護者に対し、事故等の発生（第一報）を可能な限り早く連絡する。
- ・事故等の概況、けがの程度など最低限必要とする情報を整理したうえで連絡する。
- ・被害の詳細、搬送先の医療機関等、ある程度の情報が整理できた段階で第二報を行うとともに、正確かつ迅速な連絡に努める。

#### (4) 登下校時及び校外活動時における事故等発生時の留意点

- ・登下校時や学校外での学習時など、教職員体制が通常と異なる場合の事故対応や連絡体制を整備しておく。事故等発生時には、発生場所へ向かい、児童の安否を確認する。
- ・校外での活動を行う際は、事前に活動場所の状況や気象状況等を十分に把握しておく。
- ・修学旅行等におけるグループ活動時や教職員から離れて活動する場合等は、児童から教職員への報告体制および保護者等への緊急連絡体制を整備しておく。
- ・校外マラソン大会など、AED使用の可能性がある場合、事前に設置箇所を確認したり、持参したりするなどの対応をとる。



※1 【死戦期呼吸】

心肺停止が起こった直後には「死戦期呼吸」(しゃくりあげるような呼吸が途切れ途切れに起こる呼吸のこと)と呼ばれる呼吸が見られる場合もあるが、これは正常な呼吸ではない。救命処置においては、意識や呼吸の有無が「分からない」場合は、呼吸と思えた状況が死戦期呼吸である可能性にも注意して、意識や呼吸がない場合と同様の対応とし、速やかに心肺蘇生とAED装着を実施する必要がある。

※2 【AEDの使用】

AEDの使用方法については、教職員研修等を通じて事前に知識・技能を身に付けておく。

## 2 様々な事故への対応

### (1) 校内事故発生時における緊急時の体制

#### 1. 事前対策

##### ア 予防と危機回避

- 安全管理・安全点検
- 児童・生徒の健康診断、既往歴等の把握

##### イ 事故発生に備えた学校体制の確立

- 年度当初に事故発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地及び電話番号などを、職員室、保健室等の見やすい場所に掲示しておく。
- 救命措置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。

#### 2. 重大な事故発生時の対応について

##### ア 方針

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・児童等の安全確保、生命維持最優先</li><li>・的確な判断・指示・対応</li><li>・正確な情報把握と記録、迅速な連絡・通報</li></ul> |
|---|

##### イ 状況把握とその対応

###### ○状況把握

- ・発生した事態や状況の把握と記録
- ・傷病者の症状の確認（意識・出血等）
- ・関係児童がいる場合の対応

###### ○対応

###### ～発見者の対応～

- ①状況を迅速に把握する。
- ②管理職・職員室・保健室へ連絡する。
- ③傷病者を、無理に動かさず安静にする。体位、保温、環境の整備について配慮する。  
※周囲の安全が確保できない場合は、担架などで体を横にして運ぶ。
- ④救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）や応急手当等を行う。

###### ～応援者の対応～

- 職員A ⇒救命処置・応急手当の開始 バイタルサインの確認（脈拍・呼吸・体温等）
- 職員B ⇒記録 観察を開始した時刻・行った処置とその時刻・5分ごとの症状等
- 職員C ⇒その他 他の児童への指示 救命処置・応急手当の介助

～救急車の要請と保護者連絡～

〈救急車の要請〉 119

- ① 消防ですか？救急ですか？→救急お願いします。
- ② 名前、年齢、性別、学校の住所は？→緊急カードを参考に報告。
- ③ 現在の状況、事故に至った状況は？→すでに救急車は出動しているので落ち着いて！

要請後は正門で救急車を誘導する。

〈保護者への連絡〉

担任(不在時は教頭など他の教職員)は、保護者へ事故の発生を連絡する。事故への対応の経過や児童の状況、搬送先などを伝える。その際、家庭連絡カードを活用するが、取り扱いや保管には留意する。

救急車を使用しない場合・・・タクシーを使用する。

※ けが、病気等で病院へ行く場合は、緊急時を除き、必ず行く前に保護者に連絡する。

#### ウ 医療機関受診

- 救急車には、教職員(事故発見者もしくは担任)が同乗する。
  - ・持参物品・・・緊急カードのコピー・携帯電話
- 同乗者は医療機関で医師から傷病の状況、診断、治療等を聞き、校長に報告する。また、保護者が到着した後、校長の指示があるまでは、児童に付き添い続ける。
- 校長と担任は、速やかに病院に駆けつけるとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 医療費はスポーツ振興センターの災害共済給付制度を活用する。

#### エ 養護教諭不在の際の留意点

☆ 救急搬送を判断する場合

- ① 内科的：呼吸困難、意識消失、てんかん重積発作など
- ② 外科的：頭部打撲(嘔吐、意識障害など)、出血多量、骨折の疑いなど
- ③ その他、特に必要と判断する場合

頭部の場合は市民病院

TEL 445-1000

眼科 板東眼科

TEL 438-6054

骨折や外科的な場合は徳洲会病院

TEL 445-9915

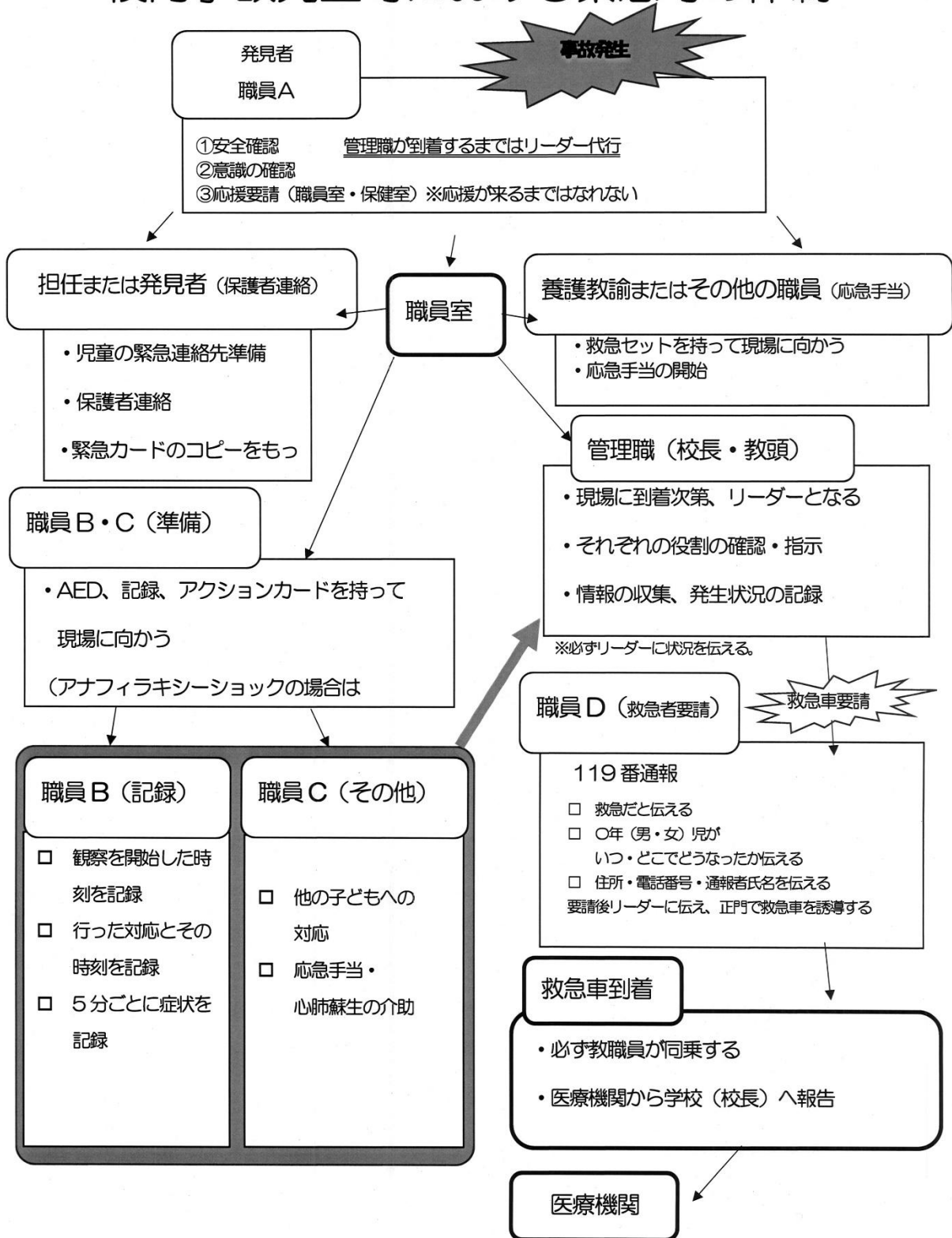
歯科 キヤ歯科口腔外科クリニック

TEL 440-3718

### 3. 事後措置

- 校長は、事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して、文書にて事故報告を行う。
- 保護者に、事故発生の状況について説明を行う。
- 必要に応じて、学校医へ連絡する。また、事故の程度・状況により警察へも連絡する。
- 事故を目撃した児童に対し、聴き取りを行うとともに、経過について説明する。また、混乱や動揺を抑えるとともに、噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。
- 外部への情報を提供する場合、教育委員会と協議のうえ、窓口を一本化し、複数の異なる情報が交錯し、それにより混乱することがないように配慮する。
- 児童の心のケアに努める。
- 事故の原因をもとに、事故防止対策や安全点検を見直し、事故の再発防止に取り組む。

# 校内事故発生時における緊急時の体制

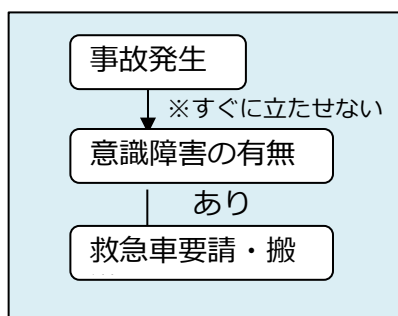


## (2) 頭頸部外傷への対応

### 【1】頭頸部外傷の予防のために

マット運動等の回転運動等を伴う競技を行う場合、転倒により、地面やに頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることにより、「脳振盪」「急性硬膜下血腫」「頸髄・頸椎損傷」等を引き起こす可能性がある。指導者はそういった可能性があることを十分留意したうえで、発達段階や技量に応じた活動計画を立て、無理な練習や施設の不備等がないように注意する。

### 【2】頭頸部外傷事故発生後の対応について



#### <留意点>

- ・脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐこと。
- ・頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察も必要となる。
- ・頸髄や頸椎の損傷が疑われる場合、動かすことによって重症になってしまう危険性があるので、できるだけ救急隊に搬送してもらう。

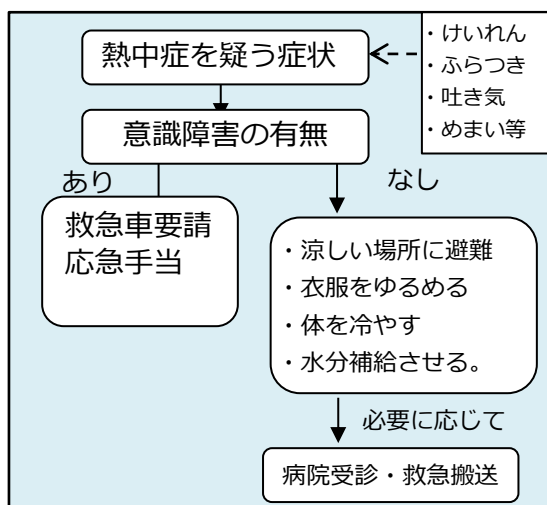
## (3) 熱中症への対応

学校管理下での熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動時である。それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生することがあるので注意する。

### 【1】熱中症予防のために

- ・環境温湿度または WBGT（湿球黒球温度）等を測定し、『熱中症予防運動指針』（（公財）日本スポーツ協会）等を参考に運動を行う。
- ・水分補給は、0.1～0.2%程度の食塩水を補給するのが望ましい。
- ・運動前の体調チェックや健康観察を行い、体調の悪い人は暑い中で無理に運動させない。
- ・梅雨明けなど急に暑くなったときは、体が暑さに慣れていないので、暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていく。

### 【2】事故発生時の対応について



- ・けいれん
- ・ふらつき
- ・吐き気
- ・めまい等

★「熱中症警戒アラート」・「熱中症特別警戒アラート」情報を入手することで、翌日の行事等の実施可否・内容変更等に関する判断や、冷却等の備えの参考とする。

★保護者や地域の方に「熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート」を活用して行事等が変更になる旨をあらかじめ学校だより等で周知しておく。

- ・『学校の管理下における体育活動中の事故の傾向と事故防止に関する調査研究』－体育活動における頭頸部外傷事故防止の留意点－調査研究報告書（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『熱中症を予防しよう』（独立行政法人日本スポーツ振興センター）
- ・『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』（令和6年4月追補版）（環境省・文部科学省）

## (4) 食物アレルギーへの対応

### 【1】アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・配慮や管理が必要な児童を把握するため、対象となる児童の保護者からの申請書や、医師の診断に基づく『岸和田市学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）』の提出を必須とする。また、それに基づく個別の対応方針を教職員全員で情報共有して対応にあたる。
- ・学校給食における食物アレルギー対応は、『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 令和5年11月改訂）に基づき、市内統一した対応とする。
- ・校長は食物アレルギー対応委員会を設置し、児童の食物アレルギーに関する情報を集約するなど組織的に対応する。

### 【2】日常の取組と事故予防

#### ・学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

「給食」や「食物・食材を扱う授業・活動」、「運動」、「宿泊を伴う校外活動」等、学校生活管理指導表における『学校生活上の留意点』に基づく取組を行う。

#### ・給食時間における配慮（教室での対応）

日々の繰り返しの中で、確認作業が形骸化しないように注意が必要であり、給食時間中に誤食事故等が起きないようにルールを決めておく。

- |                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 献立内容の確認   | <input type="checkbox"/> おかわり等を含む喫食時の注意     |
| <input type="checkbox"/> 給食当番の役割確認 | <input type="checkbox"/> 片づけ時の注意            |
| <input type="checkbox"/> 配膳時の注意    | <input type="checkbox"/> その他交流給食などの注意 等について |

#### ・食物アレルギーに関する指導

- ・食物アレルギーを有する児童が、自分の病気や治療（除去、誤食時の対応）を知ることはもちろん、他の児童にも理解や協力が得られるように配慮する。
- ・当該児童の保護者の意向やプライバシーに十分配慮しながら、発達段階に応じて、他の児童にも食物アレルギーについて理解させる指導を行うよう努める。
- ・当該児童が、食品表示（学校給食献立表の成分表などを含む）を読み取る指導等を学校や家庭においても行い、自己管理能力を育成するとともに、体調に異常を感じた時に、状況に応じて適切に対処する力を育むよう努める。
- ・なお、食物アレルギーを有する児童を指導する際には、当該児童の気持ちに寄り添うことが重要である。

# 食物アレルギー事故防止 給食当日の対応マニュアル(クラス担任向け)

◎担任不在時は補欠教員が行う

朝

**今日の献立を確認!**

対象児童生徒のアレルギー表示献立表を見て確認する。

**もう一度、  
アレルギー表示献立表を見直す**

アレルギー表示献立表を教室に持って行く。  
対象児童生徒のアレルギー表示献立表を見て確認する。

給食直前

アレルギー表示献立表に×がついている献立がある

ある

ある

ない

除去食がある

食べられない  
献立がある

除去食に  
×印がある

ある

ある

除去食を受け取る  
小学校は調理員⇒担任  
中学校は教員⇒生徒

配食しない

除去食のクラス、氏名、除去品目を  
確認する。

食べられる献立は  
先によそう。

**児童生徒本人とアレルギー表示献立表を見て確認**

除去食が置かれているか。食べられない献立を配食していないか。

**「まちがいをなく配食した」チェック✓ を記入**

アレルギー表示献立表に、確認済みのチェック「✓」を書く。

給食中

- ・児童生徒が誤って、食べられない献立を「おかわり」しないように注意
- ・他の児童生徒から献立をもらうなどのやり取りをしないよう注意

日頃から他の児童生徒の理解を深めるようにする。

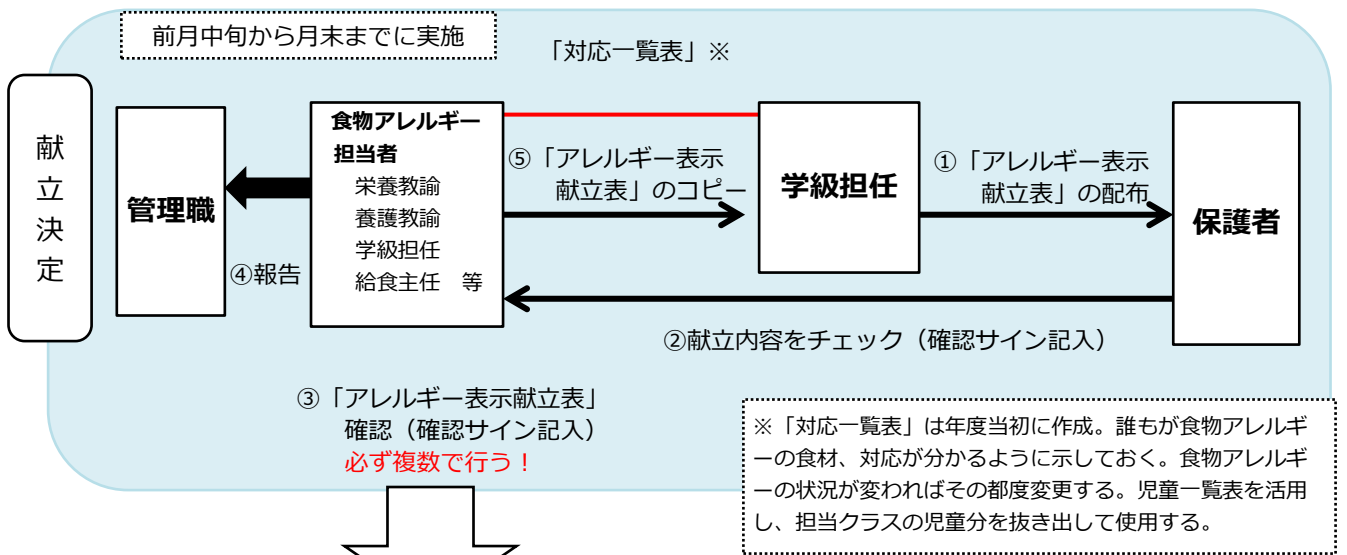
給食後

**体調の変化に注意し、様子を観察する。(症状の早期発見)**

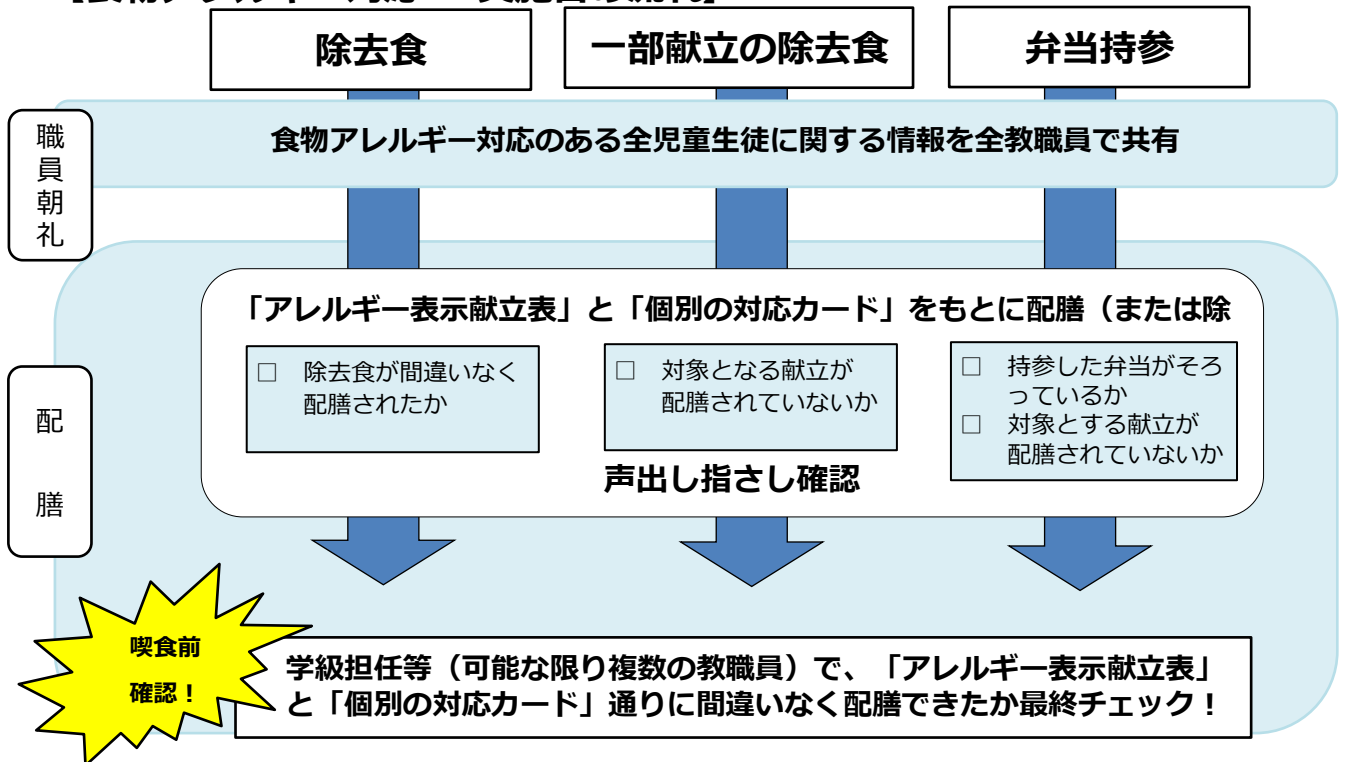
異常があれば、緊急時対応マニュアルに沿って対応する。

2020年3月

# 食物アレルギー対応チェック方法 (岸和田市教育委員会 平成 30 年 2 月通知)【小中学校版】



## 【食物アレルギー対応 実施日の流れ】



喫食

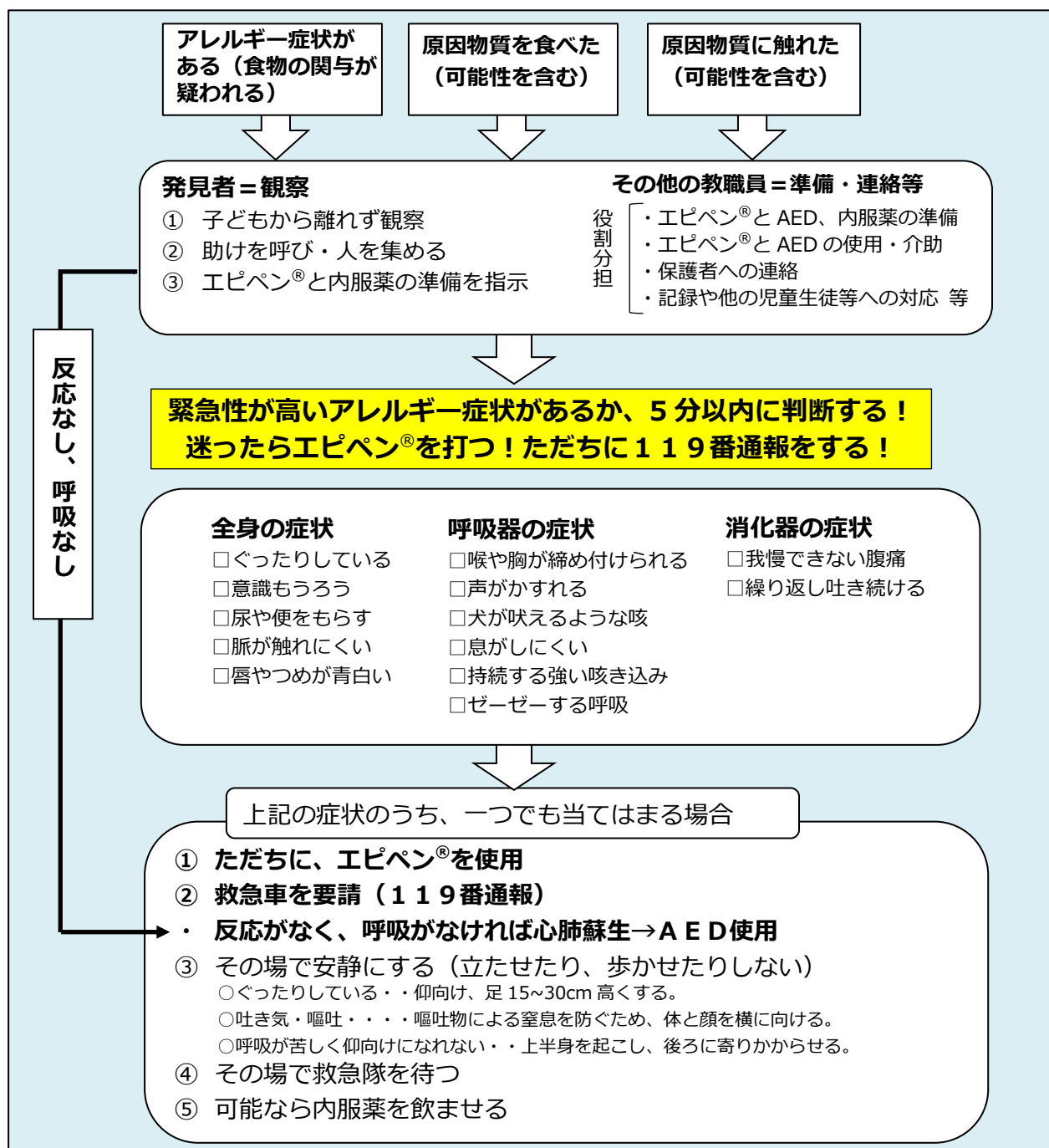
- 当該児童が誤っておかわりをしないように確認する。
- 当該児童が他の児童の給食をもらうなどのやりとりをしないように確認する。
- 給食中から当該児童の様子を観察し、症状の早期発見に努める。

栄養教諭等は状況に応じて教室を巡回するなど、当該児童の食べている様子を確認

返却

- 食器返却時にも当該児童生徒が除去した食材に触れることがないように注意する。

## 【アレルギー症状への緊急時の対応手順】



### 【その他の留意点】

- ・ 観察の開始時刻やエピペン®の使用時刻、5分毎の症状や内服薬を飲んだ時刻を記録しておく。
- ・ 学校で症状が回復した場合でも、数時間後に再度、症状が出る場合があるので、保護者に迎えに来てもらう。状況を説明したうえで、医療機関の受診を勧める。
- ・ 緊急性が低い場合は、内服薬を飲ませ、保健室または安静にできる場所に移動させる。5分ごとの症状を注意深く経過観察し、症状に応じて速やかに医療機関を受診したり、救急車を要請したりする。

【参考】『学校における食物アレルギー対応ガイドライン』（大阪府教育委員会 平成29年2月）

『学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン』（岸和田市教育委員会 平成30年11月改訂）

『岸和田市学校給食の食物アレルギー対応に関する教育委員会の方針』（岸和田市教育委員会 平成30年2月）

## 【食物アレルギー対応の詳細】

食物アレルギー事故の対応について

(ア) 予防と危機回避

- ・保健指導の充実
- ・給食指導の充実
- ・学級指導の充実
- ・個別指導の充実

(イ) 事故発生からの対応について

※「学校給食における食物アレルギー対応ガイドライン」の緊急時の対応参照

<状況把握とその対応>

- 担任は、校長及び養護教諭等に連絡し、緊急性が高いアレルギー症状（以下A B C）かどうかを判断する。  
緊急的な対応（記録をとる）
  - A. 全身の症状がぐったりし、意識朦朧としている場合
  - B. 消化器の症状（腹痛・嘔吐がある）の場合
  - C. 呼吸器の症状（息が苦しく・ゼーゼーする呼吸など）の場合
- 対象の児童から目を離さない、一人にしないようにするとともに、他の児童が周りにいる場合は、他の児童を別の場所に移動させる。
- 担任や養護教諭等は、アナフィラキシー症状やショック症状を起こした 児童・生徒に対し、次の点に留意し対応を行う。
  - ・Aの場合 → ショック体位（足側を15 cm～30 cmほど高くする姿勢）をとらせる。  
（エピペン使用1の1）そして、その場で救急隊を待つ。
  - ・Bの場合 → 食べ物が口の中にある場合は、誤嚥による窒息を防ぐため、出させ、体と顔を横向ける。（気道の確保）
  - ・Cの場合 → 呼吸を楽にするため、体を起こし、椅子の背もたれに寄りかからせる。
- ★ A B Cの症状が一つでもある場合はエピペンを使用する。
- ・反応がなく、呼吸がない場合は、心肺蘇生（A E Dの使用を含む）を行う。
- ・救急車には、教職員が同乗する。
- 担任や養護教諭等は、救急隊員に当該児童・生徒のアレルギーに関して、学校生活管理指導表に記載されている情報や、保護者から得ている情報及び給食の献立等必要な事項を伝える。
- 他の児童・生徒には、経過について説明する。また、混乱や動揺を静めるとともに、噂や憶測により誤った情報がつたわらないよう十分な指導を行う。
- 緊急性がない場合、少なくとも1時間は5分ごとに症状を観察する。症状が回復しても、一人では下校させず、保護者に連絡し、発生した症状を説明した上で、医療機関に行くよう勧める。

〈保護者への連絡等〉

- 担任（不在時は教頭など他の教職員）は、保護者に連絡し、経過や症状、搬送先など事実を伝える。また、主治医及び学校医に連絡する。
- 校長と担任は、速やかに医療機関に駆けつけ、児童・生徒を見舞うとともに、保護者に状況を詳しく説明する。
- 事故の概要の第一報を電話で教育委員会に報告し、文書にて事故報告を行う。

〈事後措置〉

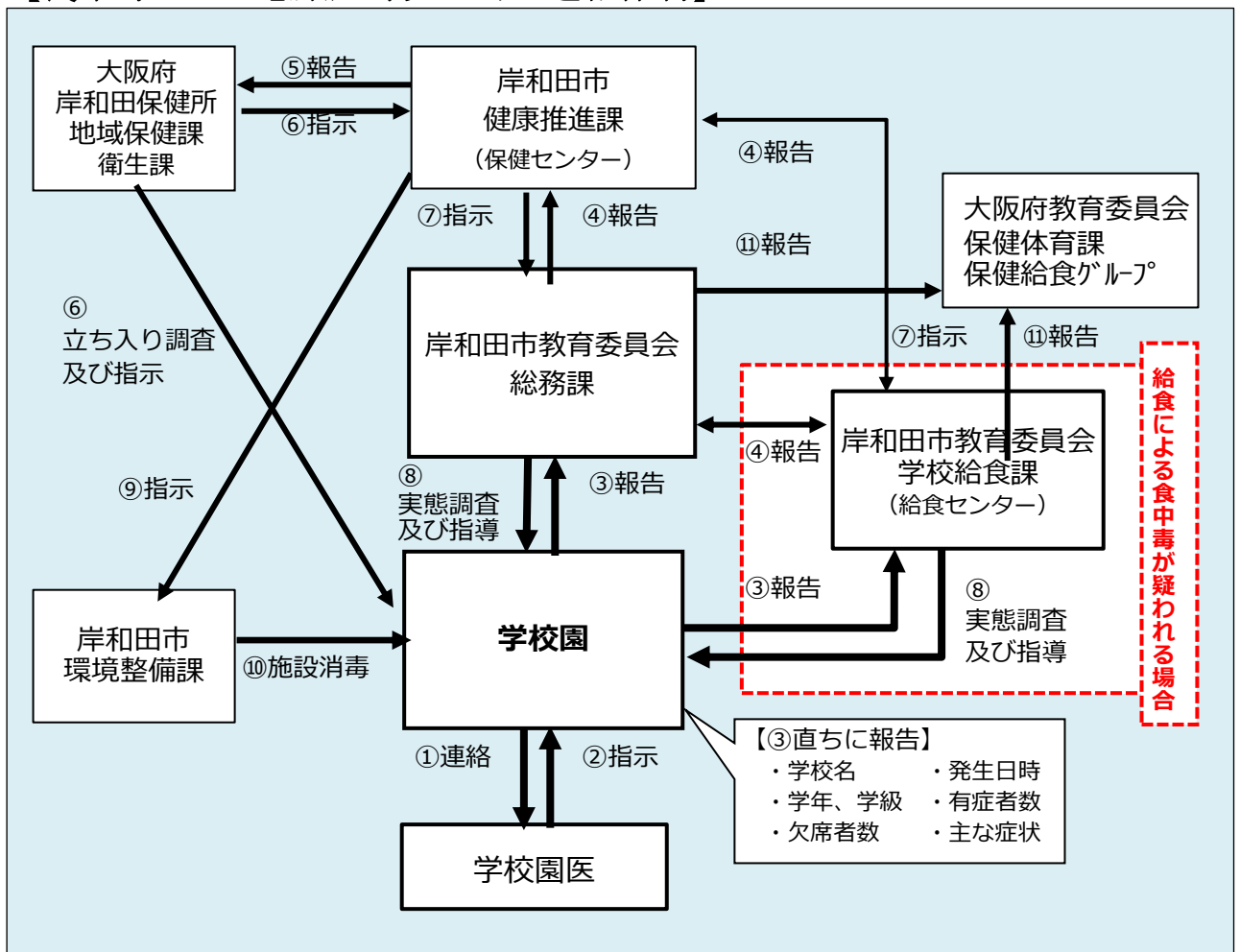
- 事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、校長は情報を整理して学校給食課へヒヤリハット報告を行う。
- 教頭は、担任、養護教諭等関係者から情報を集め、経緯や行った対応等必要な事項を詳細に記録する。
- 校長は原因、対応等を分析し、校内の体制見直しや研修等の再発防止策を講じる。
- 児童・生徒の心のケアに努める。

(ウ) 安全教育の充実

〈事故発生に備えた学校体制の確立〉

- 教職員が、食物アレルギーやアナフィラキシーに関する知識を持つようにする。
- 校長は、アレルギー対応委員会を設置し、組織的な対応を行う。
- 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（A E Dの使用を含む）やEピペン使用方法、応急手当等について実際に対応できるようにしておく。
- 食教育の中で、児童・生徒が食物アレルギーについて正しい知識を持ち、自ら食生活の改善や自己管理が可能となるよう留意する。

## 【食中毒および感染症等発生時の連絡体制】



### 【食中毒および感染症等の発生時または疑われる場合】

各学校園においては、感染拡大の防止に努めるため、早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（総務課）に報告し、連携して対応にあたる。

### 【学校給食による食中毒等が疑われる場合】

早急に学校園医に連絡し指示を仰ぐとともに、岸和田市教育委員会（学校給食課）に報告し、連携して対応にあたる。

## 【給食における緊急時の対応について】

### 1. 異物混入・異臭等があった場合

#### (ア) 配膳時に発見した場合

- ・配膳をやめてできるだけ早く職員室に連絡する。  
可能であれば現物を持ってくる。
- ・現物を確認し、以下の判断をする。
  - ①取り除く→安全性の確保
  - ②新しいものと交換→確保の仕方は同様とする。

#### (イ) 食べている途中で発見した場合

- ・クラスの給食を中断する。(異物や異臭の発見されていない献立も含めて)
- ・発見した児童以外の給食も異常がないか確認する。
- ・身体症状等がないか確認する。
- ・食べた人数・児童氏名の把握をする。
- ・発見した時点でできるだけ早く職員室に連絡する。  
可能であれば現物を持ってくる。
- ・現物を確認し、給食の続行・中止の判断をする。

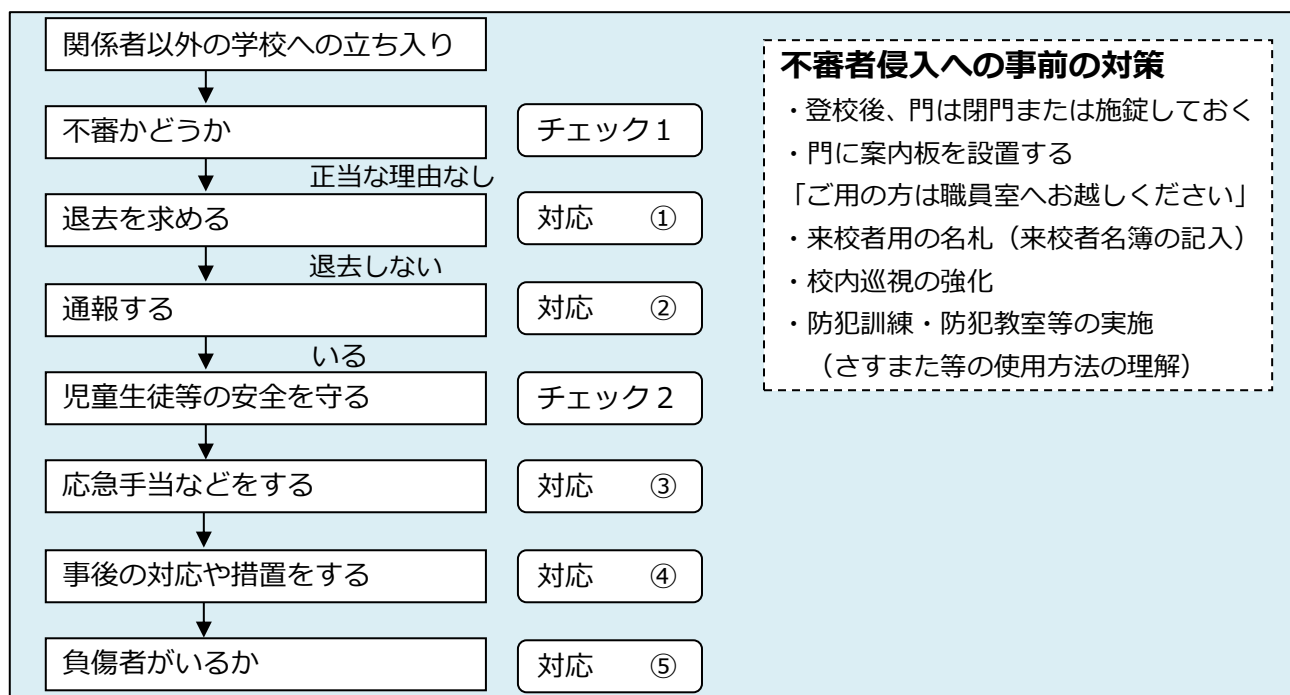
##### (続行の場合)

- ①取り除く→安全性の確保
- ②新しいものと交換→確保の仕方は同様とする。

##### (中止の場合)

- ・異物や異臭等のあった献立のみ中止し廃棄する。

### 3 不審者侵入への対応



#### チェック 1 不審者かどうかを見分ける

(1) 来校者として不自然なことはないかをチェックする。

- 来校者用の名札をしているか。
- 不自然な場所への立ち入りや、不自然な言動、暴力的な態度は見られないか。
- 凶器や不審物をもっていないか。

(2) 声を掛けて、用件をたずねる。

- 教職員に用事がある場合は、氏名・学年・学級等の担当が答えられるか。
- 保護者なら、児童の学年・組・氏名が答えられるか。

#### 対応① 退去を求める（正当な理由がない場合）

(1) 他の教職員に連絡して協力を求める。

- ・複数人での対応を基本とする。
- ・自身の安全のため適当な距離をとりながら、多くの教職員が駆けつけるのを待つ。

(2) 言葉や相手の態度に注意しながら、退去するよう丁寧に説得する。

- ・対応する際は、相手が手を伸ばしても届かない距離を保つ。
- ・毅然とした態度で対応し、不審者には背を向けないようにする。
- ・できる限り、児童がいる場所に向かわせないようにする。

(3) 退去に応じない場合には、不審者とみなし「110番」通報する。

・退去に応じない場合は、児童に危害を加える可能性があると考える。

(4) 退去後も再び侵入しないか見届ける。

・門や入口は必ず閉めて施錠しておく。

・警察や教育委員会に連絡し、校区内のパトロールの強化や近隣の学校園等に情報提供を行う。

## 対応② 通報する

(1) 校園内緊急通報システムや校内放送等を用いて他の教職員に応援を求め「110番」通報、教育委員会へ緊急連絡する。

・不審者がまだ暴力的な言動をしていない場合は、サイレンを鳴らさずパトカーに来てもらうことも検討する。

(2) 校内に立ち入られた場合、相手を落ち着かせるために別室に案内して隔離することを試みる。

・児童から遠い位置にある部屋に案内する。

(別室に隔離する場合は教職員の安全を最優先する。)

・隔離できない、暴力の抑止が困難である場合には、直ちに対応③に移る。

・複数の教職員で案内する(1対1にならない)。その際、危害を加えられる可能性があるため、前ではなく、横を歩くようにする。

・別室では、不審者を先に部屋の奥へ案内し教職員は身を守るために入口近くに位置する。

・教職員がすぐに避難できるように、別室の出入口の扉は解放しておく。

(3) 所持品に注意して警察の到着を待つ。

・凶器をカバン等に隠している場合もあるので、手の動きに注意する。

・警察官を案内する教職員を決めておく。

(4) 児童を避難させるかどうかを判断する。

・児童を避難させるのと教室に留まらせるのと、どちらが安全かを素早く冷静に判断する必要がある。避難させる場合には、役割分担に応じて安全に誘導するなど、警察により不審者が確保されるまでの間、児童の安全を守る。

・避難を指示する場合は、あらかじめ決めておいた文言で放送を流す。

### <避難指示の例>

「これから緊急集会を開きますので、全員公園に集合してください。なお、移動の際には○○階段を使用してください。」

### <待機と支援要請の例>

「これから緊急集会を開きますので、次の放送があるまで全員教室で待機してください。○○先生は○○へ集まってください。」

### <全教職員に至急周知の例>

「○○先生、校長室においでください。なお、ただ今校長室近辺で水漏れがありました。」

### 対応③ 児童の安全を守る

#### (1) 防御（暴力の抑止と被害の防止）する。

- ・児童に危害が及ぶおそれのある事態では、児童の生命を守るため極めて迅速な対応をとる。不審者の確保は警察に任せる。教職員は警察が到着するまでの時間を稼ぐことを優先する。
- ・2～3人の教職員で刃物を持った不審者を抑止し、移動を阻止することは極めて困難なので絶対に行わないようにする。応援に駆け付ける場合は、できるだけ多くの教職員が防御に役立つ物を持って取り囲む。
- ・児童から注意をそらさせ、不審者を児童に近づけないようにすることで、被害（の拡大）を防止しながら、警察の到着を待つ。

#### ●防御に役立つもの

- |         |         |
|---------|---------|
| ・さすまた   | ・消火器    |
| ・机・椅子   | ・催涙スプレー |
| ・長いものさし | ・傘 等    |

#### (2) 避難の誘導をする。

- ・教室等への侵入の緊急性が低い場合や避難のために移動することで不審者と遭遇する恐れがある場合は、教室等で待機させる。
- ・教室等に不審者が侵入した場合には、指示がなくても、児童が避難できるように事前指導や訓練などを実施しておく。

### チェック2 負傷者がいるか

- ・負傷者を発見したら速やかに119番に通報する。
- ・逃げ遅れた児童の有無を把握する。
- ・全ての児童と教職員の無事が確認されるまでは「負傷者なし」という判断をしない。

### 対応④ 応急手当などをする

- ・一刻を争う容体の負傷者を見つけた場合、管理職の判断を仰がずに救急車を要請する。

### 対応⑤ 事後の対応や措置をする

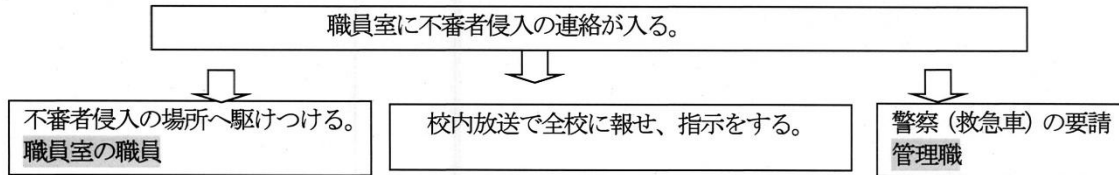
- ・不審者の暴力行為等により、児童や教職員が死傷する事故等があった場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となる。
- ・暴力行為等を目撃して強い衝撃を受け、心が傷ついたと見られる児童には、心のケアを行う

# 不審者侵入の危機発生時の体制と対応

## 1. 授業中における不審者侵入時における各教室での対応

- (1) 発見者（職員）は大声・各自の発音器・火災報知器・インターホン等で報せる。
- (2) 不審者から児童を遠ざけ、児童の安全確保をはかる。
- (3) 不審者監視役は、児童の安全を第一に考え、不審者から目を離さない。児童に危険が迫った場合は、机や椅子などで防戦する。

## 2. 不審者侵入について教室等からの連絡を受けた後の対応



※ 避難誘導、集合について

- ・担任（担当者）は、人員の把握
- ・校長（教頭）に報告
- ・校長（教頭）は状況を把握⇒関係機関に連絡
- ・基本的には各教室での安全をはかる⇒難誘導し集合

## 3. 外部への要請・連絡

校長（教頭） →

担任 → 保護者

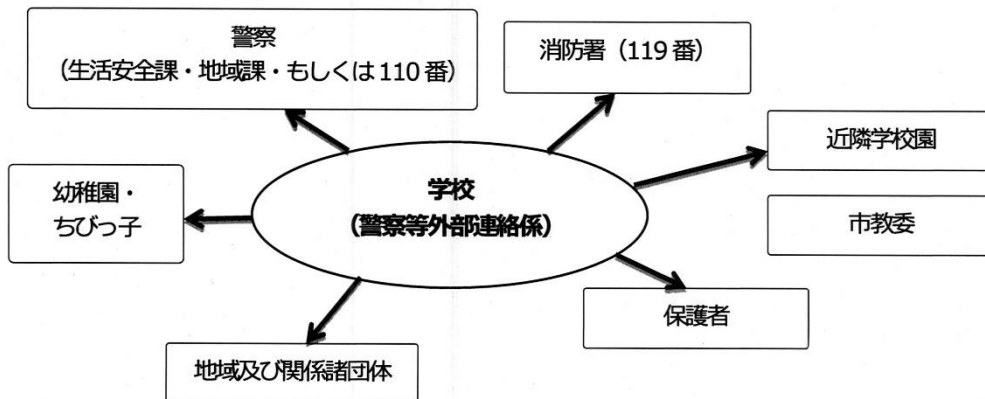
警察（110番 もしくは 439-1234）  
 岸和田警察春木交番・中央公園交番  
 岸和田市消防署（救急車 119番）  
 岸和田市教育委員会  
 近隣校園  
 ちびっ子ホーム 保育所  
 町内放送

新条小学校	445-5705
北中学校	444-6646
大宮小学校	445-1725
城北幼稚園	444-3668
城北保育所	444-3785
第1ちびっこ	445-2626
第2ちびっこ	445-7861
城北公民館	445-8578

養護教諭

診療機関（必ず職員が一人以上付き添う。救急車にも一人以上同乗する。）

## ○ 連絡体制について



#### 4. 不審者侵入の様子の違いの認識

- ・ただ、ふらふらと
- ・酒気帯び
- ・凶器を持たずに
- ・凶器を持って
- ・複数で

##### 不審者への対応

ランク1 危険性を予知しない場合：

用件を尋ね、職員室等へ案内する。用件の不明確な時は退出を求める。いずれの時も同行する。

ランク2 危険の可能性が予知される場合：

必ず複数で対応し、緊急対応の態勢を準備する。必要があれば関係機関に連絡。

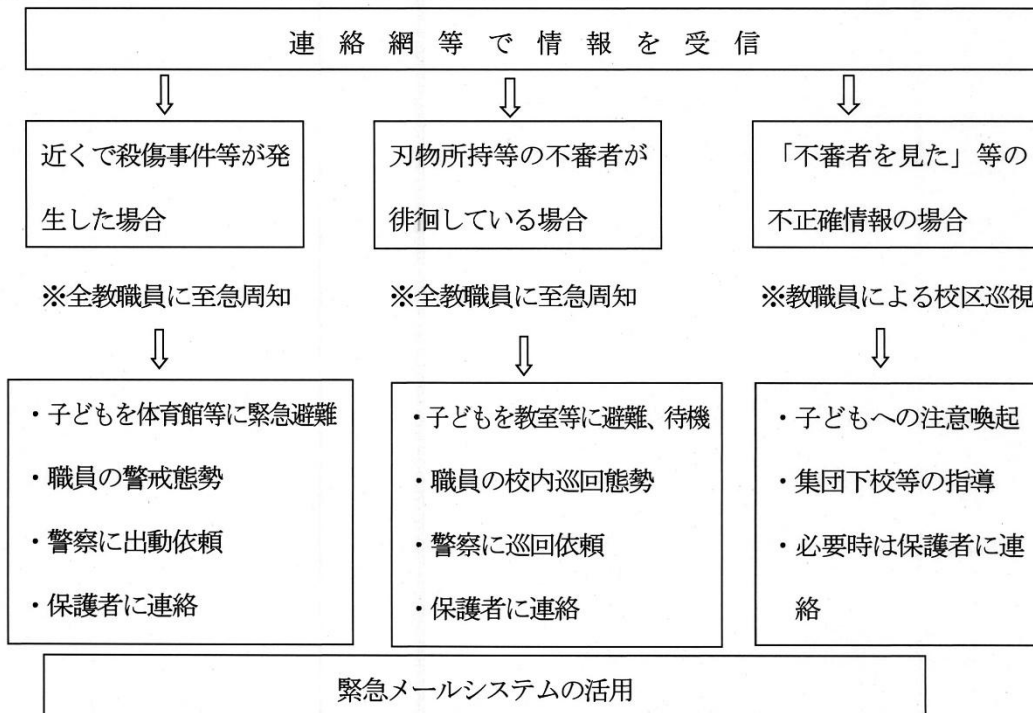
ランク3 刃物等の所持を確認した場合：

子どもの安全確保に向けて全職員での態勢をとる。緊急避難。警察への緊急出動を要請。連絡網で緊急連絡。

#### 5. 校内組織体制

全体指揮(校長) 通報・要請連絡(教頭) 校内連絡(事務職員) 応急救護(養護教諭・栄養教諭)  
 不審者監視(首席 教務主任 男職員)  
 避難誘導 1年教室(1年担任) 2年教室(2年担任) 3年教室(3年担任) 4年教室(4年担任)  
 5年教室(5年担任) 6年教室(6年担任) たんぼぼ(支援学級担任)

#### ◎緊急のおそれがある場合の対応 (近隣で事件発生等の場合)



#### 6. 下校指導体制

ランク1 全員、一斉下校させる

ランク2 職員引率・管理のもと、町別グループ等で、集団下校させる

ランク3 保護者に迎えを要請

(大規模な災害等で、集団下校でも児童の安全確保が困難と判断した場合、警察等各関係機関からの指導で、下校を止められた場合)

ランク4 授業時間の繰り上げ、もしくは繰り下げ

(校区内および近隣で凶悪犯が出没、潜伏、徘徊しているという情報を得た場合、台風に伴う警報が出た場合や、地震等の自然災害により、下校時に児童の安全確保が必要と判断した場合)

## 不審者対応についての詳細

### 来訪者への対応…すれ違うときに必ず声をかける。あいさつをする。

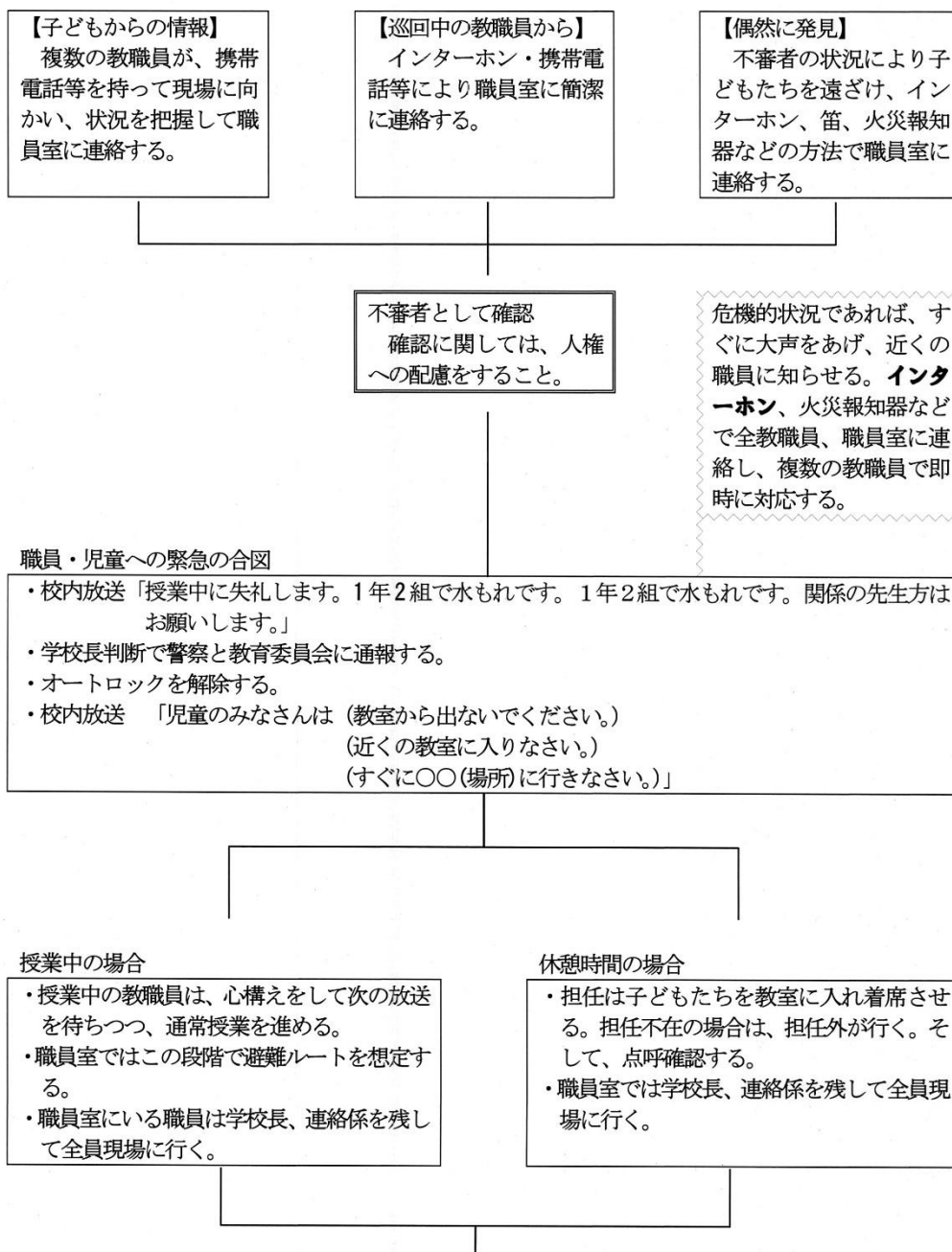
不審者の疑いがある場合

近くの教職員に声をかけ、職員室に案内し、職員室前にとどめておく。 複数で話を聞く。

明らかに様子のおかしい不審者の場合

子どもを遠ざけて避難させる。関係機関に連絡。遠くから様子を観察。 自分の身の安全と、子どもの身の安全を守る。

### 基本的な対応の流れ



・校内放送【教頭先生（不在時は首席や校長先生、その他職員室の先生）】  
「再度授業中に失礼します。〇〇先生、〇〇先生はただちに□□（場所）へお越しください。」

- ・危機対応教職員はただちに現場に向かう。
- ・危機対応教職員の抜けた教室は他の教職員でカバーし、子どもたちの動揺をおさえる。
- ・危機対応職員は警察が来るまで時間をかせぐ。
- ・児童の避難誘導を決定。状況を見て公園（校門）から学校外へ出す。

ケガ人に対して（複数を想定）

- ・救急車を要請し、養護教諭をはじめとする付添人が必ず乗る。
- ・保護者に搬送先医療機関を連絡し、来てもらう。

他の児童に対して

- ・教育委員会に報告するとともに、集団下校させるか判断する。
- ・集団下校させる場合は校区のボランティア巡回員に連絡する。
- ・保護者に連絡する。
- ・保護者不在の場合は、学校にとめおき安全を確保する。
- ・マスコミ対応は管理職のみで行う。

<参照>

○インターホン設置場所

職員室、東館1階、東館2階、東館3階、東館4階、西館2階、体育館

それぞれ中央トイレ前のあたり  
(くつ箱正面)

○使い方

①受話器をとる



②かけたい場所のボタンを押す



③CALL ボタンを押す(押してる間、呼び出してます)

想定される状況時の対応（例）

## 授業中

北公園で体育の授業中に、不審者が北公園から子どもたちに近付く。

- ・教職員又は子どもの発見によって、不審人物が北公園にいることが授業者に伝わる。
- ・明らかに様子がおかしい（凶器を持っている、酒気帯び、フラフラした足取りなど）場合は、即座に授業を中断し、すみやかに学校の敷地内に子どもたちを誘導する。北公園との境目の門を閉め、他の教職員に知らせて応援を呼ぶ。
- ・子どもに危害が及ばない場合、不審者に声をかけに行ったり、追い返りたりしてはいけない。刺激をせずに自身と子どもたちの安全の確保を最優先する。
- ・北公園との境目の門を閉める前に不審者が敷地内まで侵入してきた場合は、東校舎1階中央階段前の扉を閉めて施錠する。それでも間に合わない場合は、大きな声やホイッスルで緊急事態であることを知らせながら教室まで戻り、扉を閉めて施錠する。
- ・北公園で子どもが話しかけられる等、子どもの身に危険が迫った場合は、可能な限り応援の教職員を呼び、子どもの身の安全を確保するようにする。ただし、教職員自身が傷つけられる等により行動不能になっては、それ以降子どもたちの安全を確保するための行動ができなくなってしまうため、教職員自身が行動不能にならないように努める。

正門のインターホンを押し、学校内に侵入しようとする不審者を発見する。

- ・最初に職員室のインターホンで応答する教職員は、インターホン越しの様子で少しでも相手に違和感を感じた場合、職員室内の他の教職員にその旨を伝え、以後その相手を不審者疑い人物として対応する。
- ・インターホン越しに「その場に職員が行きますので、お待ちください。」と言い、複数の教職員が門のところへ行く。携帯電話を所持し、絶対に1人で行かない。  
他の教職員で放送を入れる。「授業中に失礼します。レンガ敷きで水もれです。レンガ敷きで水もれです。」  
他の教職員は給食室前から東校舎に行き、中央階段1階の扉を閉めて施錠をする。
- ・相手の様子を見て武器を持っているなど明らかに危険な様子場合は、門のところで対応せずに、遠くから様子をうかがう。
- ・相手の様子を見て即座に危険と判断できない場合は、相手を刺激しないようにしながら用件をうかがう。その場で対応がふさわしくなかったり難しかったりする場合は、相手を校長室又は、会議室又は、ランチルームに案内する。校長室の長机とパイプ椅子部分で話し合うことができれば、相手と一定の距離を確保でき、その様子を職員室の監視カメラでうかがうことができるので望ましい。
- ・不審者疑い人物を校舎内で対応する場合は、相手を刺激しないように気をつけながら、校内の教職員に伝達する。不審者疑い人物が校内から出るまで、休み時間になっても外で遊ばないなどの措置を取る。
- ・警察への通報を迷うと予想されるが、その場の状況を管理職を中心に総合的に多面的に判断し、できれば警察へ通報・相談する。

レンガ敷きのところにいる不審者を発見する。

- ・第一発見者は、1年生担任・北公園で授業中の教職員・校内巡視や移動中の教職員・たまたま廊下から外の様子をうかがった教職員 のいずれかになると思われる。

### 1年生担任

- ・東校舎中央階段前の扉を閉めて施錠し、1階にいる教職員の連絡する。その場の教職員の数に応じて、子どもを守る・不審者を監視する・職員室に知らせる・他の階の教職員に知らせ応援を呼ぶ、などの役割を分担し行動する。

### 北公園で授業中

- ・不審者から距離を取り、可能であれば北門から敷地内に戻り職員室に知らせる。子どもに危険が迫ると判断した場合は無理に敷地内に戻ろうとしない。自分の身と子どもの身を最優先に考える。

#### 校内巡視や移動中の教職員

- ・発見した場所次第では、東校舎中央階段前の扉を閉めて施錠し、他の教職員や職員室に知らせる。扉を閉めるのが難しい場合は、すぐに他の教職員に知らせるか、職員室に知らせる。それも難しい距離の場合は、自分の身の安全を最優先に考えながら、相手を刺激しないように用件をうかがう。その後、校長室又は、会議室又は、ランチルームに案内する。

#### たまたま廊下から外の様子をうかがった教職員

- ・同じ階の教職員に相談し、インターホンを使って職員室に連絡する。同じ階の教職員と相談し、子どもを守る・不審者を監視する・職員室に知らせる・他の階の教職員に知らせ応援を呼ぶ・1階の扉を閉めて施錠する、などの役割を分担し行動する

#### ろうかを歩く不審者を発見する。

- ・不審者疑いの場合は、用件を尋ねて職員室へ案内する。他の教職員の応援がある場合、そのまま校長室・会議室・ランチルームへ案内する。
- ・明らかに様子がおかしい、危険度が高いなど子どもに危害を加える可能性がある不審者の場合は、教室の扉を閉めて施錠する。子どもたちに、落ち着くよう指導する。同じ階の教職員に連絡や相談し、役割分担して、子どもを守る・不審者を監視する・職員室に知らせる・他の階の教職員に知らせ応援を呼ぶ・1階の扉を閉めて施錠する、などの行動をする。
- ・連絡を受けて駆けつけた教職員は用件を尋ねるなどして、西校舎へ案内・誘導する。明らかに危険度が高い場合は、警察がかけつけるまで距離を取りながら観察する。

#### 職員室のドアから不審者が入ってくる。

- ・武器を持っている、酔っ払っているなど、相手が明らかに危険な状態にあるときは、絶対に近寄らない。さすまた・ホウキ・椅子などの武器を持ち、距離をとりながら、用件をうかがったり様子をうかがったりする。携帯電話などを使ってすぐに警察に連絡する。
- ・明らかに危険な状態と判断できない場合は、相手を刺激しないように、校長室又は、会議室又は、ランチルームに案内する。必ず複数で用件を聞く。その間、職員室など別室で待機している職員は、監視モニターや部屋の外から室内の様子をうかがい、様子がおかしい場合はお茶を出すふりをして中の様子を視認したり応援に入ったりする。他に、放送などで呼び出し、対応している教職員をいったんその場から離して様子を聞くなどする。

#### 北門、南門を勝手に開けて入ってこようとしている不審者を発見する。

- ・あいさつをするなど、声をかけて寄って行く。明らかに危険な状態だと判断できない場合は、相手を刺激しないようにしながら用件をうかがう。その場で対応がふさわしくなかったり難しかったりする場合は、相手を校長室又は、会議室又は、ランチルームに案内する。校長室の長机とパイプ椅子部分で話し合うことができれば、相手と一定の距離を確保でき、それに加え職員室の監視カメラでうかがうことができるので望ましい。
- ・明らかに様子がおかしい（凶器を持っている、酒気帯び、フラフラした足取りなど）場合は、できるだけ近寄らないようにしながら、門や扉など閉められる通行口をできるだけ閉める。それと同時に他の職員は警察に連絡する。また、別の職員で放送を入れる。「授業中に失礼します。北門(南門)で水もれです。北門(南門)で水もれです。」不審者との間に扉や窓がある場合は閉めて施錠する。不審者の動きを遠くから観察し、人に危害が及ばないように対応する。

### 運動場や体育館で授業中に扉を乗り越えてきたであろう不審者を発見する。

- ・教職員又は子どもの発見によって、不審人物が北公園にいることが授業者に伝わる。
- ・即座に授業を中断し、不審者から離れる方向に子どもたちを誘導する。体育館で発見した場合は、扉を閉め施錠する。
- ・大きな声やインターホンで職員室に伝えて応援を呼ぶ。
- ・子どもに危害が及ばない場合、不審者に声をかけに行ったり、追いかけてたりしない。不審者を刺激せずに自身と子どもたちの安全の確保を最優先する。
- ・職員室にいる職員は警察に連絡し、現場近くに駆けつける。その際、さすまた・ホウキ・椅子などの武器を必ず携帯し、距離をとりながら様子を観察する。
- ・運動場で子どもが話しかけられる等、子どもの身に危険が迫った場合は、可能な限り応援の教職員を呼び、子どもの身の安全を確保するようにする。ただし、教職員自身が傷つけられる等により行動不能になったら、それ以降子どもたちの安全を確保するための行動ができなくなってしまうため、教職員自身が行動不能にならないように努める。

## 休み時間

### 北公園で遊んでいるときに、不審者が北公園から子どもたちに近づく。

- ・教職員又は子どもの発見によって、不審人物が北公園にいることが授業者に伝わる。
- ・明らかに様子がおかしい（凶器を持っている、酒気帯び、フラフラした足取りなど）場合は、すみやかに学校の敷地内に子どもたちを誘導する。北公園との境目の門を閉め、他の教職員に知らせて応援を呼ぶ。
- ・子どもに危害が及ばない場合、不審者に声をかけたり、追い返りたりしてはいけない。子どもたちには「もうすぐ次の授業が始まるから、教室にもどきなさい。」と言い、刺激をせずに自身と子どもたちの安全の確保を最優先する。
- ・北公園との境目の門を閉める前に不審者が敷地内まで侵入してきた場合は、東校舎1階中央階段前の扉を閉めて施錠する。それでも間に合わない場合は、大きな声やホイッスルで緊急事態であることを知らせながら教室まで戻り、扉を閉めて施錠する。
- ・北公園で子どもが話しかけられる等、子どもの身に危険が迫った場合は、可能な限り応援の教職員を呼び、子どもの身の安全を確保するようにする。ただし、教職員自身が傷つけられる等により行動不能になったら、それ以降子どもたちの安全を確保するための行動ができなくなってしまうため、教職員自身が行動不能にならないように努める。

### 正門のインターホンを押し、学校内に侵入しようとする不審者を発見する。

- ・最初に職員室のインターホンで応答する教職員は、インターホン越しの様子で少しでも相手に違和感を感じた場合、職員室内の他の教職員にその旨を伝え、以後その相手を不審者疑い人物として対応する。
- ・インターホン越しに「その場に職員が行きますので、お待ちください。」と言い、複数の教職員が門のところへ行く。携帯電話を所持し、絶対に1人で行かない。  
他の教職員で放送を入れる。「もうすぐ授業が始まります。児童のみなさんは今すぐ教室に戻って授業の準備をしましょう。先生方に連絡します。レンガ敷きで水もれです。レンガ敷きで水もれです。」  
他の教職員は給食室前から東校舎に行き、中央階段1階の扉を閉めて施錠をする。
- ・相手の様子を見て武器を持っているなど明らかに危険な様子の場合は、門のところで対応せずに、遠くから様子をうかがう。
- ・相手の様子を見て即座に危険と判断できない場合は、相手を刺激しないようにしながら用件をうかがう。その場で対応がふさわしくなかったり難しかったりする場合は、相手を校長室又は、会議室又は、ランチルームに案内する。校長室の長机とパイプ椅子部分で話し合うことができれば、相手と一定の距離を確保でき、その様子を職員室の監視カメラでうかがうことができるので望ましい。
- ・不審者疑い人物を校舎内で対応する場合は、相手を刺激しないように気をつけながら、校内の教職員に伝達する。不審者疑い人物が校内から出るまで、休み時間になっても外で遊ばないなどの措置を取る。
- ・警察への通報を迷うと予想されるが、その場の状況を管理職が中心になつ判断し、できれば警察へ通報・相談する。

### レンガ敷きのところにいる不審者を発見する。

- ・あいさつをするなど、声をかけて寄って行く。明らかに危険な状態だと判断できない場合は、相手を刺激しないようにしながら用件をうかがう。その場で対応がふさわしくなかったり難しかったりする場合は、相手を校長室又は、会議室又は、ランチルームに案内する。校長室の長机とパイプ椅子部分で話し合うことができれば、相手と一定の距離を確保でき、それに加え職員室の監視カメラでうかがうことができるので望ましい。
- ・明らかに様子がおかしい（凶器を持っている、酒気帯び、フラフラした足取りなど）場合は、できるだけ近寄らないようにしながら、門や扉など閉められる通行口をできるだけ閉める。それと同時に他の職員は警察に連絡する。また、別の職員で放送を入れる。「児童のみなさんはすぐに教室にもどりましょう。児童のみなさんはすぐに教室にもどりましょう。先生方に連絡します。レンガ敷きで水漏れが発生しています。対応をよろしくお願いします。」不審者との間に扉や窓がある場合は閉めて施錠する。不審者の動きを遠くから観察し、人に危害が及ばないように対応する。

### ろうかを歩く不審者を発見する。

- ・不審者疑いの場合は、用件を尋ねて職員室へ案内する。他の教職員の応援がある場合、そのまま校長室・会議室・ランチルームへ案内する。
- ・明らかに様子がおかしい、危険度が高いなど子どもに危害を加える可能性がある不審者の場合は、教室の扉を閉めて施錠する。子どもたちに、落ち着くよう指導する。同じ階にいる教職員に連絡や相談し、役割分担して、子どもを守る・不審者を監視する・職員室に知らせる・他の階の教職員に知らせ応援を呼ぶなどの行動をする。
- ・連絡を受けて駆けつけた教職員は用件を尋ねるなどして、西校舎へ案内・誘導する。明らかに危険度が高い場合は、警察がかけつけるまで距離を取りながら観察する。

### 職員室のドアから不審者が入ってくる。

- ・武器を持っている、酔っ払っているなど、相手が明らかに危険な状態にあるときは、絶対に近寄らない。さすまた・ホウキ・椅子などの武器を持ち、距離をとりながら、用件をうかがったり様子をうかがったりする。携帯電話などを使ってすぐに警察に連絡する。
- ・明らかに危険な状態と判断できない場合は、相手を刺激しないように、校長室又は、会議室又は、ランチルームに案内する。必ず複数で用件を聞く。その間、職員室など別室で待機している職員は、監視モニターや部屋の外から室内の様子をうかがい、様子がおかしい場合はお茶を出すふりをして中の様子を視認したり応援に入ったりする。他に、放送などで呼び出し、対応している教職員をいったんその場から離して様子を聞くなどする。

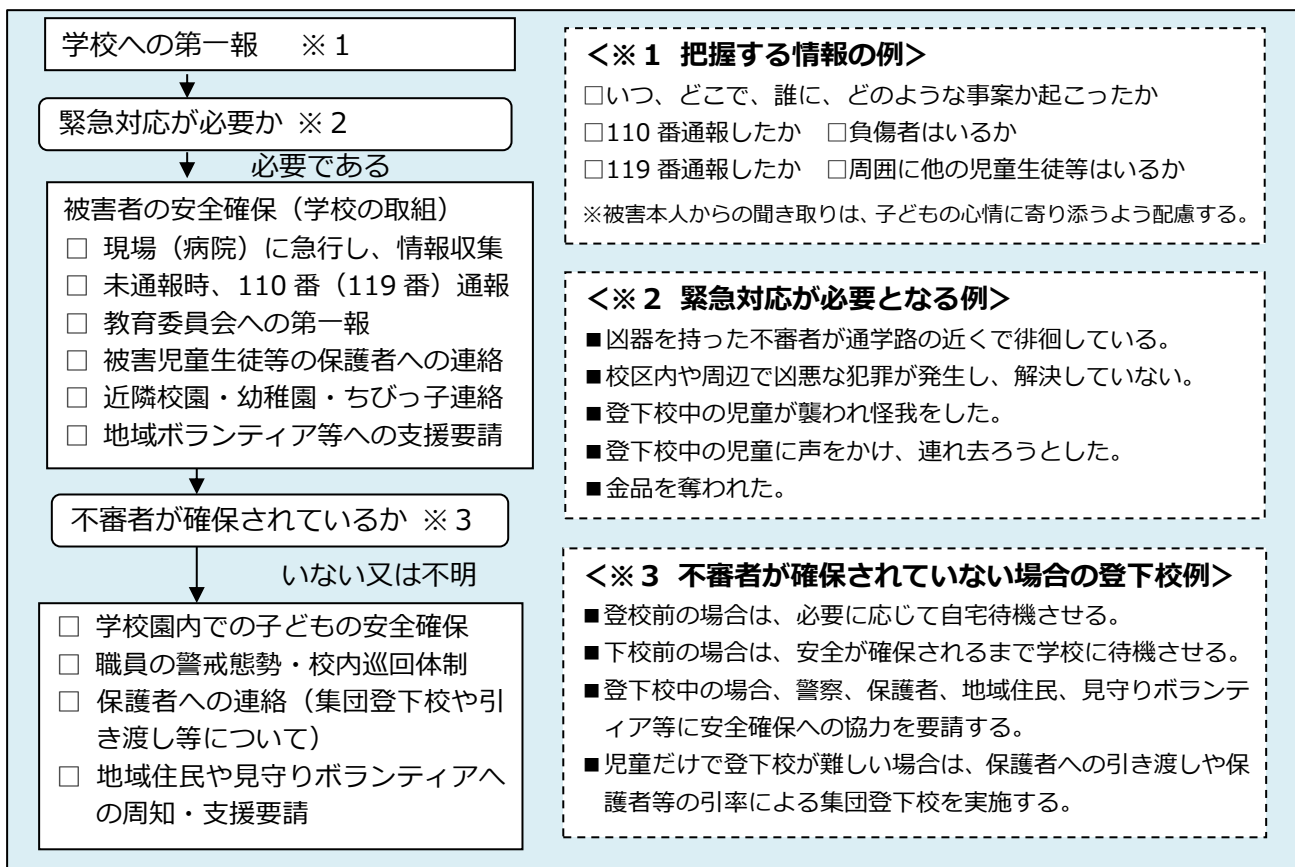
### 北門、南門を勝手に開けて入ってこようとしている不審者を発見する。

- ・あいさつをするなど、声をかけて寄って行く。明らかに危険な状態だと判断できない場合は、相手を刺激しないようにしながら用件をうかがう。その場で対応がふさわしくなかったり難しかったりする場合は、相手を校長室又は、会議室又は、ランチルームに案内する。校長室の長机とパイプ椅子部分で話し合うことができれば、相手と一定の距離を確保でき、それに加え職員室の監視カメラでうかがうことができるので望ましい。
- ・明らかに様子がおかしい（凶器を持っている、酒気帯び、フラフラした足取りなど）場合は、できるだけ近寄らないようにしながら、門や扉など閉められる通行口をできるだけ閉める。それと同時に他の職員は警察に連絡する。また、別の職員で放送を入れる。「授業中に失礼します。北門(南門)で水もれです。北門(南門)で水もれです。」不審者との間に扉や窓がある場合は閉めて施錠する。不審者の動きを遠くから観察し、人に危害が及ばないように対応する。

### 運動場で塀を乗り越えてきたであろう不審者を発見する。

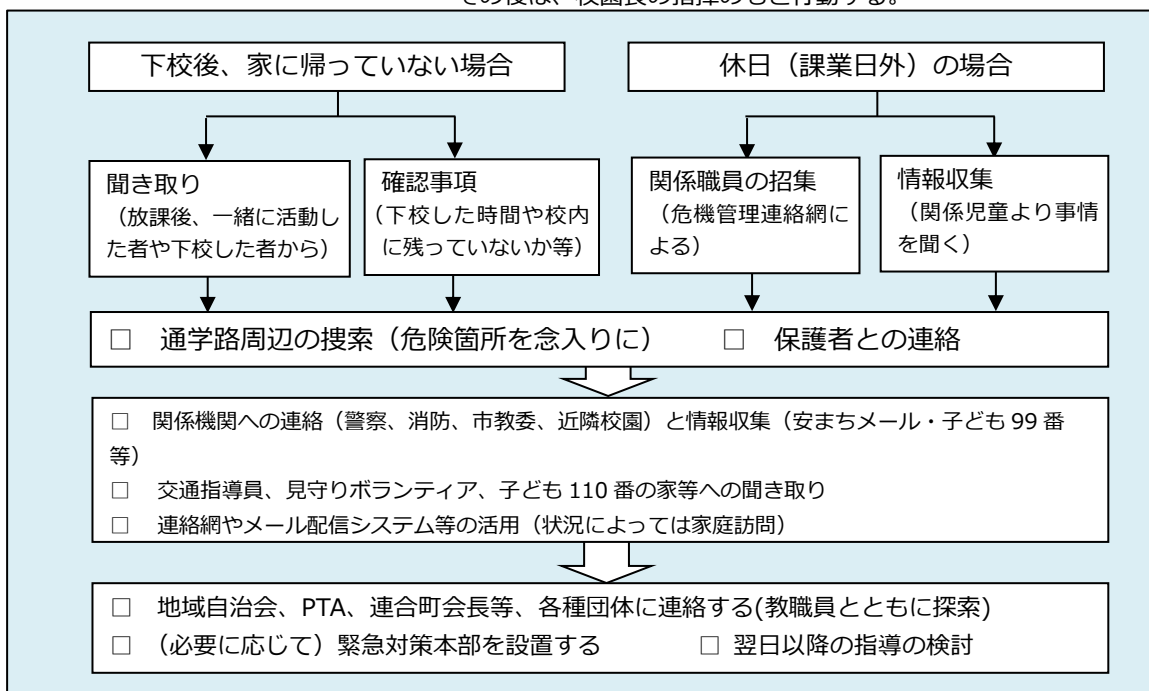
- ・教職員又は子どもの発見によって、不審人物が運動場にいることが授業者に伝わる。
- ・不審者から離れる方向に子どもたちを誘導する。
- ・大きな声やインターホンで職員室に伝えて応援を呼ぶ。
- ・子どもに危害が及ばない場合、不審者に声をかけに行ったり、追いかけてたりしない。不審者を刺激せずに自身と子どもたちの安全の確保を最優先する。
- ・職員室にいる職員は警察に連絡し、現場近くに駆けつける。その際、さすまた・ホウキ・椅子などの武器を必ず携帯し、距離をとりながら様子を観察する。
- ・運動場で子どもが話しかけられる等、子どもの身に危険が迫った場合は、可能な限り応援の教職員を呼び、子どもの身の安全を確保するようにする。ただし、教職員自身が傷つけられる等により行動不能になったら、それ以降子どもたちの安全を確保するための行動ができなくなってしまうため、教職員自身が行動不能にならないように努める。

## 4 登下校時の緊急事態（不審者事案）への対応



### 行方不明者の対応について

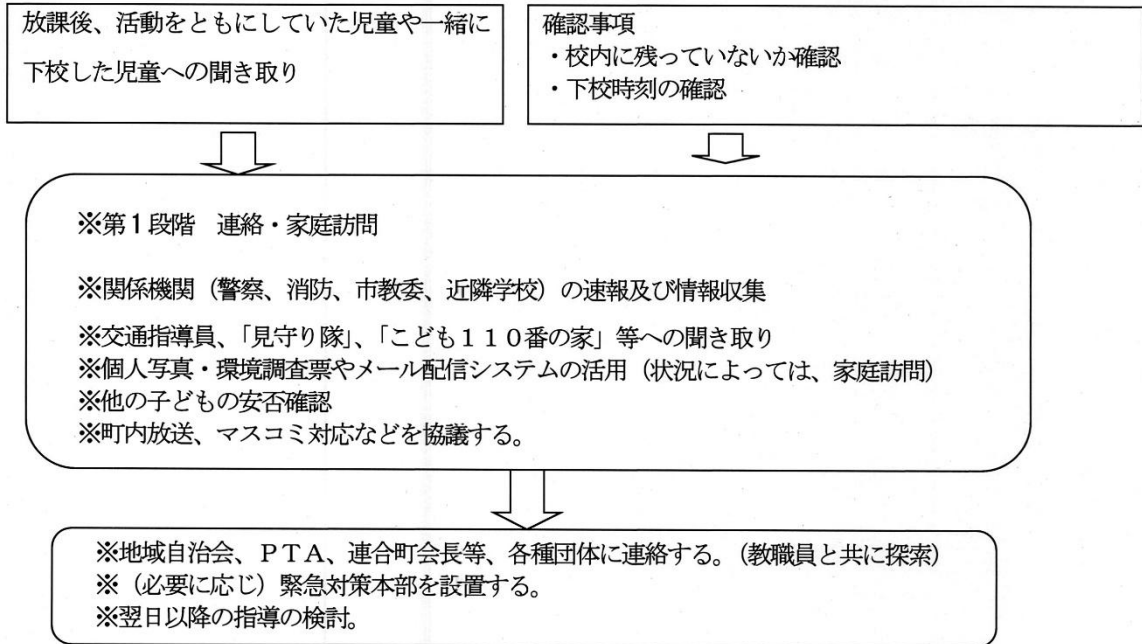
情報を受けた者から、校園長へ速やかに連絡を行う。  
その後は、校園長の指揮のもと行動する。



# 行方不明者の発生時の対応について

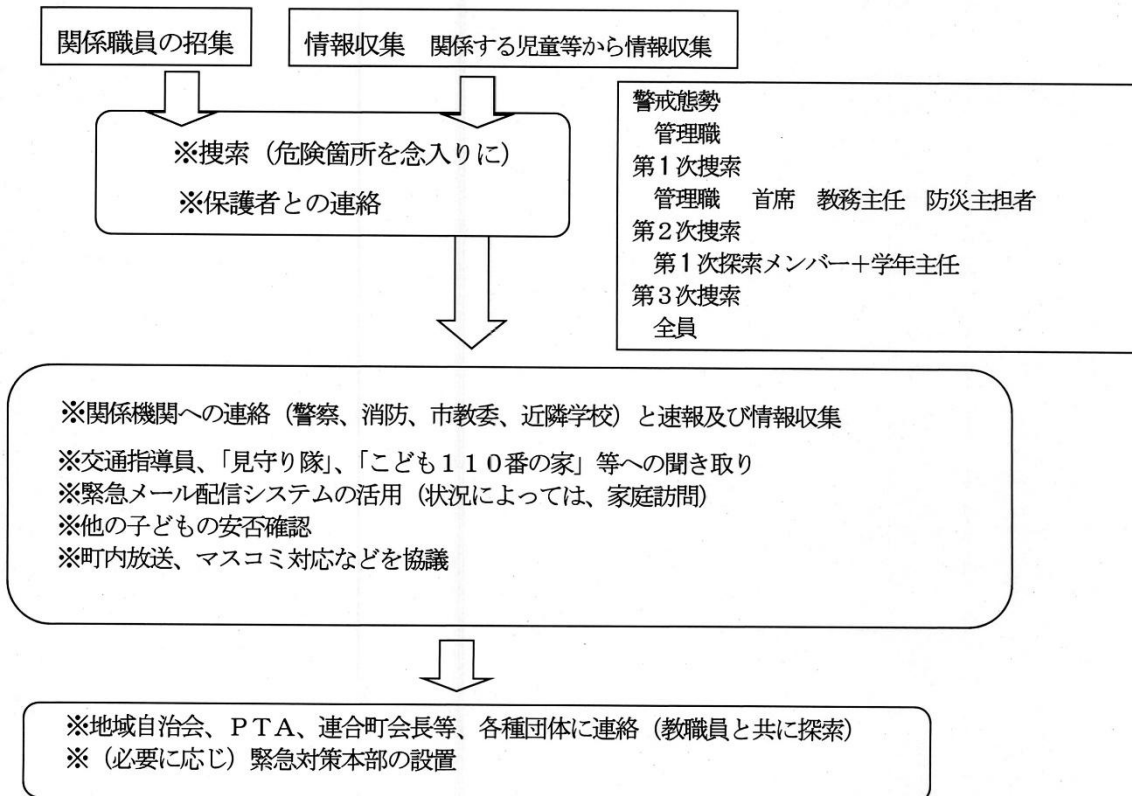
## 1. 下校後、家に帰っていない場合

情報を受けた者が、管理職へ速やかに連絡。その後は、管理職・生指の指揮のもとで対応。



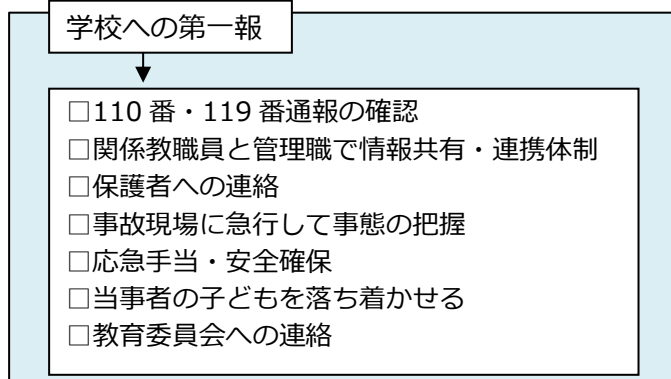
## 2. 休日（課業日外）の場合

情報を受けた者が、管理職へ速やかに連絡。その後は、管理職の指揮のもとで対応。



## 5 交通事故への対応

### 【交通事故発生後の初期対応】



### 【重大かつ深刻な交通事故の場合】

事故の情報を整理し、警察・医療機関・PTA等と連携しながら、容体の把握、保護者への対応、今後の対応策や再発防止策、他の児童への指導などを検討する。また、緊急の対策本部を設置し、迅速な対応を講ずる。

### 【当事者となった児童への対応】

事故当事者にはとるべき対応（警察等への通報や加害者の責任）がある。発達段階等により自らの力で適切に対応できない場合があるので、事故後に児童がとった行動を確認し、対応が不十分の場合は保護者と連携のうえ、必要な支援・指導を行う。

### 【心のケアについて】

次のような場面を経験した場合には、事故当事者以外の児童も含め、心的外傷後ストレス障害に発展する可能性が高くなるので、適切なケアが求められる。

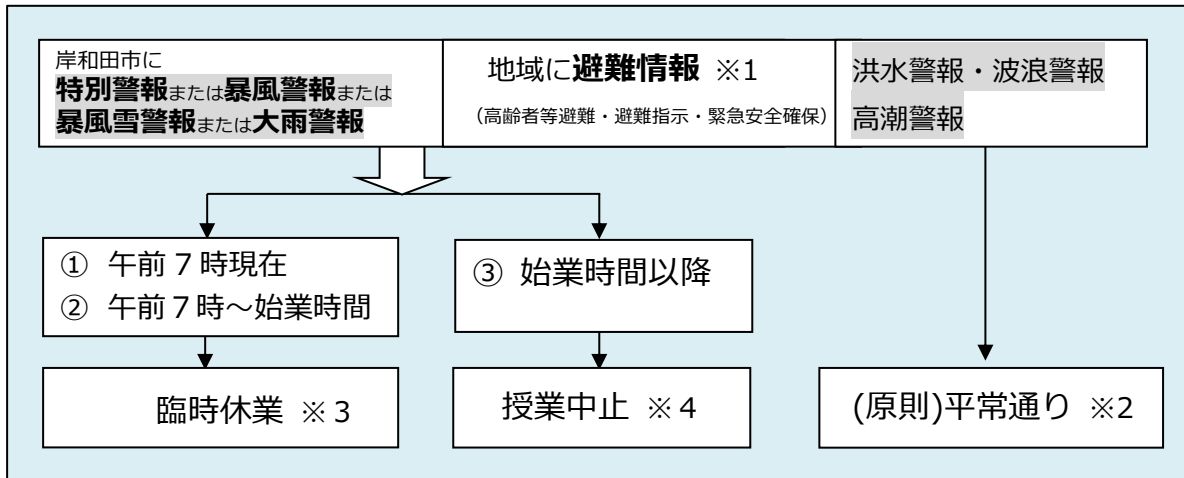
- 家族や友人が死亡重傷事故に遭うのを目の当たりにした。
- 児童生徒等が加害者となり、他者に大けがを負わせた。
- 自分の行為が原因となり、他者を事故に巻き込んだ。

### 【交通事故防止のための事前の対策】

- ・ 児童の登下校時の行動を観察し、教育上の課題を見出す。
- ・ 定期的に通学路の点検を行い、危険箇所を抽出し、除去していく取組みを推進する。
- ・ 児童が発達の段階に応じて、事故を起こした時の対応の仕方や加害者の責任について理解するよう指導しておく。
- ・ 自転車保険の加入義務化（「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」平成28年7月）については、保護者にも周知しておく。
- ・ 交通安全教室を通じて、日頃から交通ルールを遵守した行動や危険予測・危険回避ができるよう指導しておく。

## 6 気象災害への対応

【気象警報等発令時の学校園対応】（岸和田市教育委員会 令和6年4月改訂）



※1 地域に避難情報（高齢者等避・避難指示・緊急安全確保）が出ている又は出された場合、当該学校園は特別警報または暴風警報、暴風雪警報または大雨警報発令時と同様の対応をとる。避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。

※2 児童の安全上、問題が生じるおそれ等があると学校長が判断した場合は、臨時休業（市教委に事前連絡）、授業（保育）時間の繰上げ・繰下げ等の措置を講じる。

※3 大雨警報が長時間にわたる場合には、校区内の状況を把握したうえで、発令中でも授業を再開する可能性がある。

※4 授業が中止になった場合でも下校させることが危険と判断した場合は、状況が改善されるまで学校で待機させる。

### 【気象災害への対応上の留意点】

- ・気象情報や河川情報、各自治体の避難に関する情報に留意し、できるだけ早期に対応を検討する。
- ・学校の対応や措置等について、保護者等へメール配信や電話等で連絡する。学校の停電等により保護者と連絡がとれない場合は町内放送を要請する。
- ・学校から休業等の連絡がなくても、自宅周辺において水が溢れ出す等危険を感じたときは、無理に登校させない判断が必要であることを保護者と共通に理解しておく。
- ・各学校園においては、『岸和田市地域防災計画』（令和6年7月）を基に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等を確認し、自校の状況を把握する。

### 【雷への対応における留意点】

<積乱雲が近づくサイン>

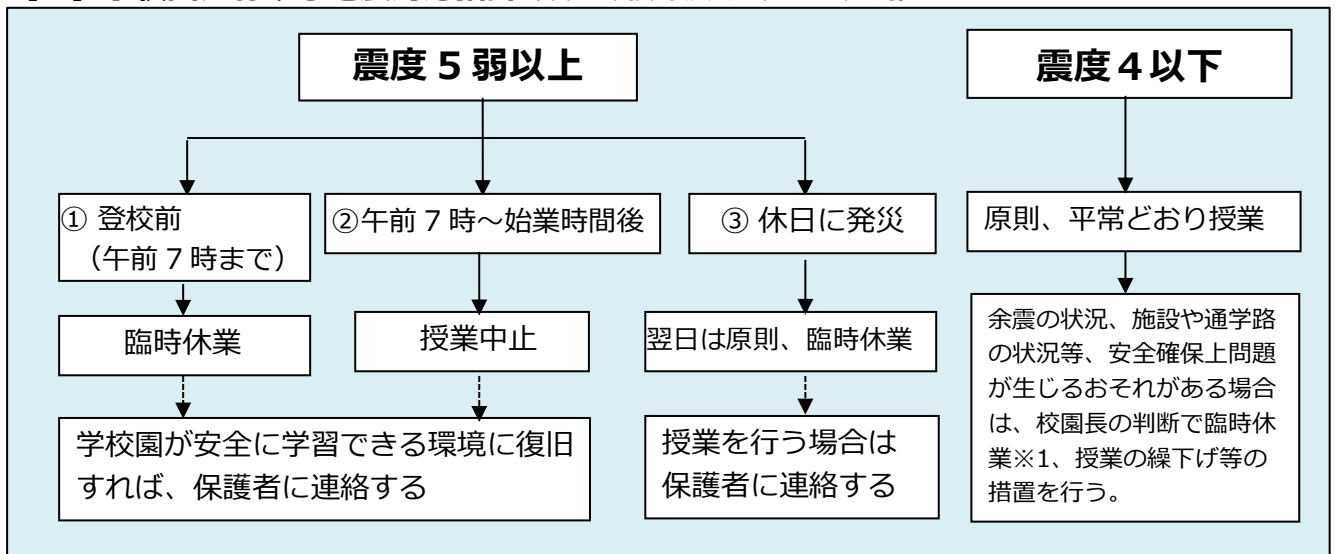
真っ黒い雲が近づいてくる、雷の音が聞こえてくる、急に冷たい風が吹いてくる など

危険を予知し、適切に判断・行動する

- ・屋外活動を中断し、速やかに屋内に避難する。
- ・下校前の場合は、情報を収集し必要に応じて児童を待機させる。（保護者に連絡する。）
- ・雷鳴が聞こえた場合の安全確保について、児童自身が適切に行動できるように指導しておく。（姿勢を低くする、屋内に避難する、高い木の近くは危険である、最低でも木から2mは離れる等）

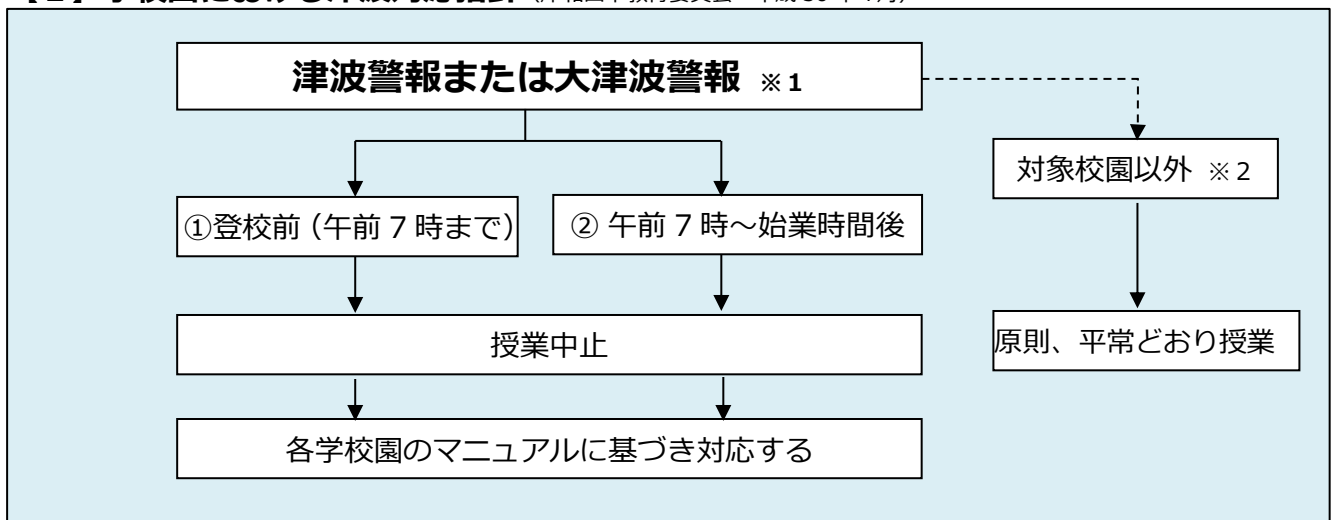
## 7 地震・津波への対応

### 【1】 学校園における地震対応指針 (岸和田市教育委員会 平成 30 年 4 月)



※1 臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

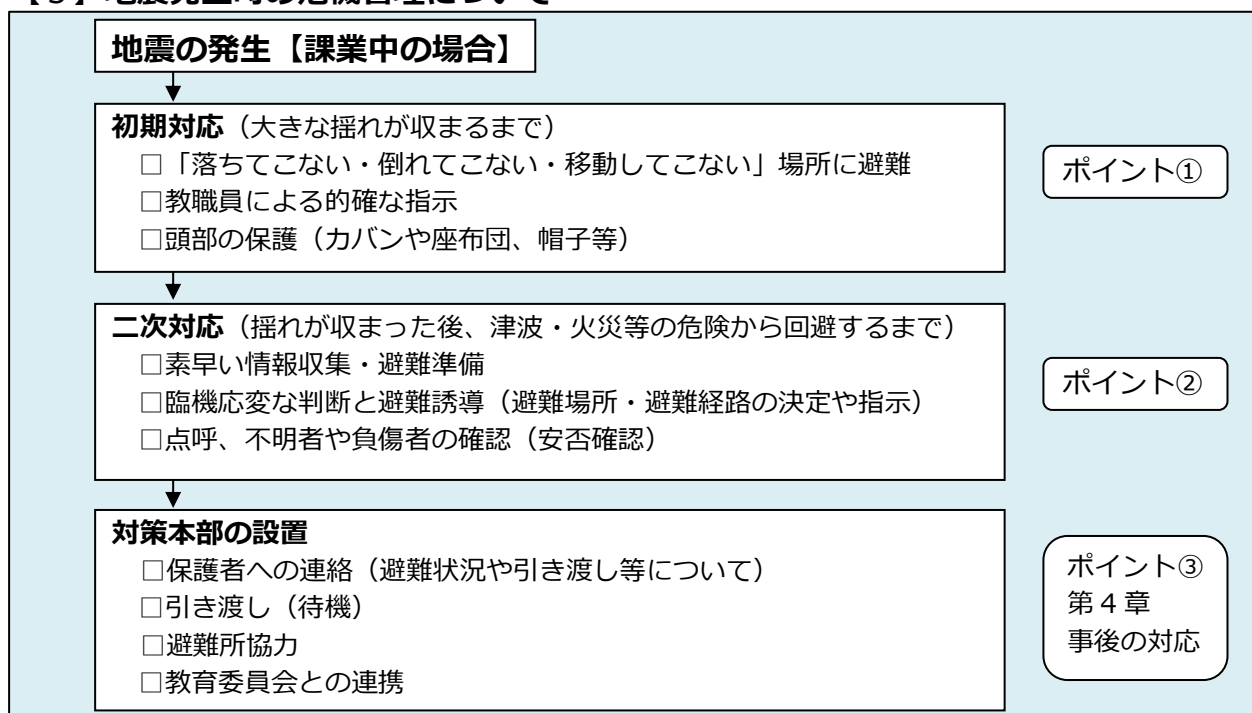
### 【2】 学校園における津波対応指針 (岸和田市教育委員会 平成 30 年 4 月)



※1 対象校園は、南海本線以西に位置する学校園（中央小、岸城幼、浜幼小、朝陽幼小、春木幼小、大芝幼小、野村中、春木中）と南海本線以東に位置し、避難所に位置付けられた学校園（城内小、東光小、大宮幼小、城北幼小、新条幼小、岸城中、光陽中、北中）とする。

※2 対象校園以外は、原則、平常時対応とする（避難者の状況等により、臨時休業、授業中止、授業の繰上げ、繰下げ等の措置を行う）。臨時休業の際は、校園長が状況を判断し、教育委員会へ報告したうえで対応する。

### 【3】地震発生時の危機管理について



※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定しているが、地震発生時には、震度が判断できないので、震度に関わらず初期対応の避難行動をする。

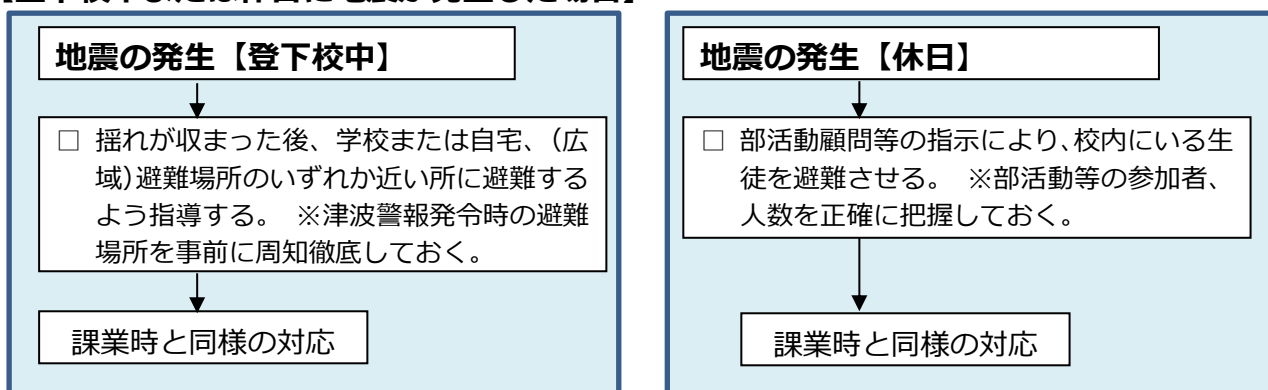
#### ポイント①【初期対応】

- ・ 校内放送が使えない、教職員が近くにいない場合でも、「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけ出して身を寄せることを、日常の指導や避難訓練等によって養っておく。
- ・ 頭部の保護については、状況に応じて児童生徒等の安全確保に努める。

#### ポイント②【二次対応】

- ・ 各学校園の実情から、考えられる二次災害（津波・火災・土砂災害・余震による建物倒壊等）について、正確な情報に基づいて判断し、適切で安全な避難行動や経路を選択する。
- ・ 情報ツールとして、停電時には電池式ラジオからの情報収集が有効となる。
- ・ 校外への避難（移動）時には、児童生徒等を見失わないようなバランスのよい教員配置、負傷者や配慮の必要な児童生徒等への対応も必要となるので、事前に訓練しておく。

### 【登下校中または休日に地震が発生した場合】

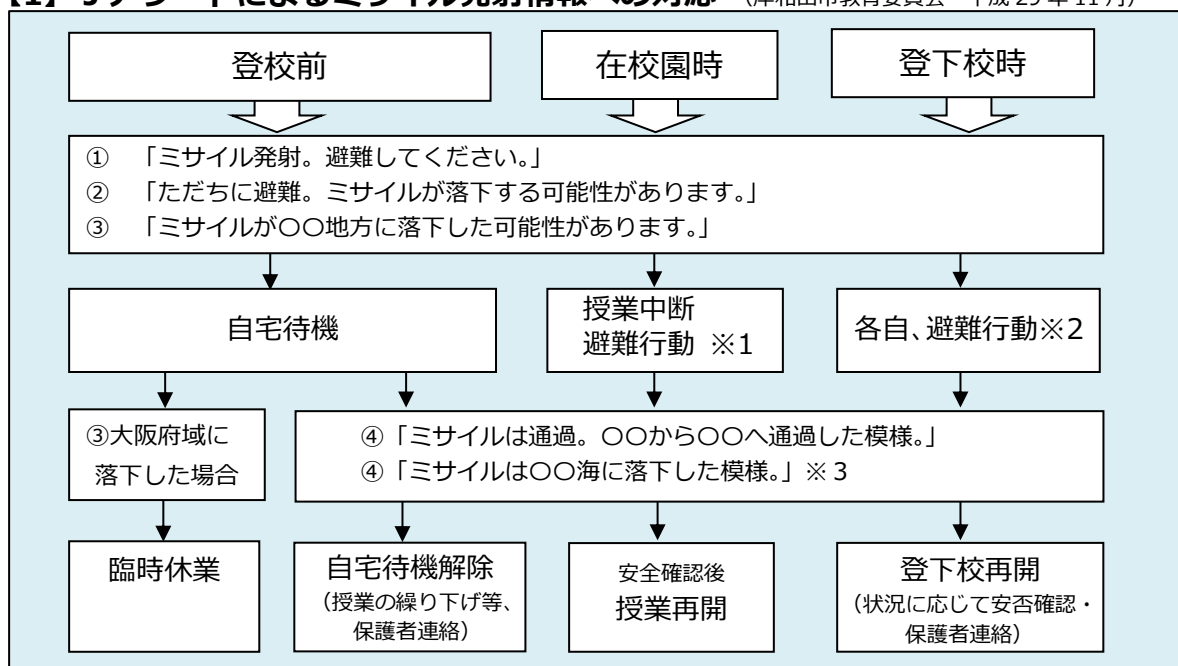


## 【対策本部の設置（業務内容）】

業務（班名）	役割	準備物
対策本部	<input type="checkbox"/> 各班との連絡調整 <input type="checkbox"/> 非常持ち出し書類搬出 <input type="checkbox"/> 校内の被災状況把握 <input type="checkbox"/> 日誌や報告書の作成 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡・指示 <input type="checkbox"/> 応急（緊急）対策の決定 <input type="checkbox"/> 教育委員会・PTA との連携・報告 <input type="checkbox"/> 報道機関の対応 <input type="checkbox"/> 情報収集（気象（災害）情報等）	<input type="checkbox"/> 危機管理マニュアル <input type="checkbox"/> 学校敷地図 <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 携帯電話
安否確認・避難誘導班	<input type="checkbox"/> 児童・教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路で避難誘導 <input type="checkbox"/> 負傷者の把握 <input type="checkbox"/> 下校指導・待機児童の掌握・記録 <input type="checkbox"/> 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 <input type="checkbox"/> 行方不明の児童・教職員を本部に報告	<input type="checkbox"/> クラスの出席簿 <input type="checkbox"/> 行方不明者の記入用紙（児童・教職員）
安全点検・消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難、救助活動等の支援 <input type="checkbox"/> 被害の状況確認（施設の構造的な被害、電気・ガス・水道・電話の被害状況）→本部に報告 <input type="checkbox"/> 校内建物の安全点検・管理 <input type="checkbox"/> 近隣の危険箇所の巡回 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 道具セット <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 被害調査票
応急復旧班	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 危険箇所の応急処理 <input type="checkbox"/> 「立ち入り禁止」「使用禁止」等の表示 <input type="checkbox"/> 避難場所の安全確認	<input type="checkbox"/> 被害調査票 <input type="checkbox"/> 構内図 <input type="checkbox"/> ロープ・標識
救護班	<input type="checkbox"/> 児童・教職員の救出・救命 <input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認・通報 <input type="checkbox"/> 担当区域で負傷者の搬出 <input type="checkbox"/> 学校施設内の巡回チェック	<input type="checkbox"/> スコープ・のこぎり <input type="checkbox"/> 毛布・担架 <input type="checkbox"/> AED
救急医療班	<input type="checkbox"/> 養護教諭を中心として構成 <input type="checkbox"/> 手当備品の確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の保護・応急手当 <input type="checkbox"/> 医師や関係医療機関等との連携	<input type="checkbox"/> 応急手当の備品 <input type="checkbox"/> 健康カード <input type="checkbox"/> 水・担架・毛布 <input type="checkbox"/> AED
保護者連絡班	<input type="checkbox"/> 引き渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 引き渡し対応の事前の取り決め <input type="checkbox"/> 保護者等が到着した順に児童を引き渡す <input type="checkbox"/> 一斉メール配信・電話連絡網での対応 <input type="checkbox"/> 地域防災無線等を利用した連絡依頼等	<input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 集合場所のクラス配置図
避難所協力班 (状況に応じて)	<input type="checkbox"/> 開設準備（開放区域明示・名簿作成・誘導等） <input type="checkbox"/> 緊急物資の受入れ <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ <input type="checkbox"/> 市防災担当課と連携した避難所の運営支援	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> ロープ・テープ <input type="checkbox"/> 構内配置図 <input type="checkbox"/> 避難者への指示（文書）

## 8 新たな危機事象への対応

### 【1】 Jアラートによるミサイル発射情報への対応 (岸和田市教育委員会 平成 29 年 11 月)



#### ※1 学校にいる場合の避難行動等の留意点

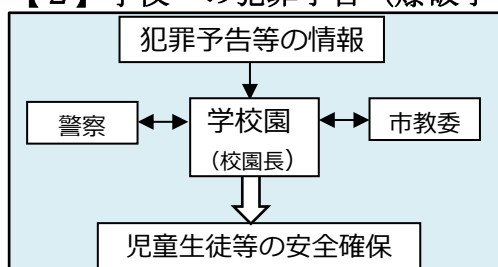
- ・屋内では、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。
- ・屋外では、近くの建物（できれば頑丈な建物）の中または地下に避難する。
- ・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。
- ・安全が確認されるまでは、屋内に避難しておく。
- ・テレビ・ラジオ・インターネットなどを通じて情報収集に努める。

#### ※2 登下校時の避難行動等の指導上の留意点

- ・学校か家、近い方に向かう。
- ・選択できない場合は、「できる限り速やかに近くの頑丈な建物の中に避難する」、「適当な建物が近くにない場合は、物が落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を隠すか、地面に伏せ頭部を守る。
- ・登下校時の対応等については、あらかじめ家庭でも協議し共有してもらう。

※3 上空通過情報や領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するので、日常生活に戻って登校等を開始することが可能となる。

### 【2】 学校への犯罪予告（爆破予告）・テロへの対応について

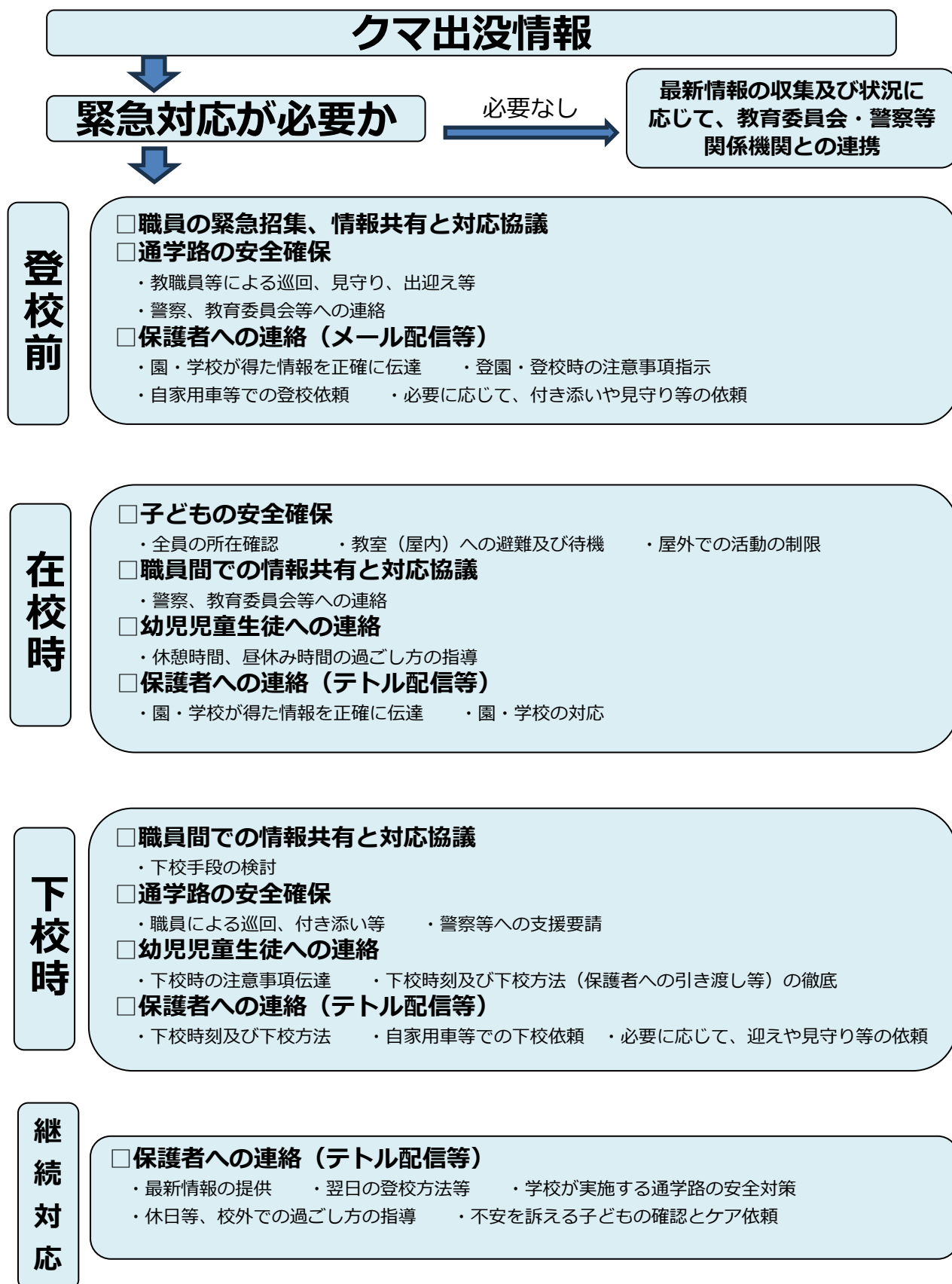


#### (留意点)

- ・当該情報に最初に触れた教職員は速やかに管理職等へ報告し、校内で情報共有するとともに、迅速に教育委員会や警察に通報し、指示や情報を得る。学校園は、警察の指示のもと、教育委員会と連携し事案に応じて適切に対処する。
- ・児童生徒等を不安にさせない配慮をしつつ、最悪の状況を想定し、安全を第一として対応する。
- ・学校においては、不審な物がないか等、以前と異なる状況を早期に発見できるよう、日頃から学校の環境を整備し安全点検等を実施する。特に薬品等の備品管理を徹底する。

## 9 クマ出没情報への対応

### 【1】クマ出没時の対応



## 【2】各校園における対応例

- ◎ 普段から保護者・地域・関係機関とクマが出没した際の対応を協議しておく
  - ・校舎近辺の草木を切って、明るく、見通しを良くしておく
- ◎ 巡回・出迎え等の時間や役割分担、位置等を決めておく
- ◎ 保護者への連絡（テトル配信等）
  - ・保護者による付き添いや見守り等の依頼など
- ◎ 出没場所が学校園近くの場合は・・・
  - ・朝・夕の大音量での放送による追い払い
  - ・雷管・爆竹・ロケット花火による追い払い（近隣住民への周知が必要）
  - ・1人で行動しないで、複数体制で対応する
  - ・業間時間や昼休みに、子どもが校庭にいる場合は、音楽を流すと共に職員が観察する
- ◎ クマを目撃した児童から、目撃場所等の詳しい内容の聞き取り

## 【3】子どもへの指導例

- ◎ 1人で行動しないで、友達と一緒に行動する
- ◎ 集団登下校の指導
- ◎ 食べ物を持ち歩かない
- ◎ クマを見かけたら、近くの大人やどこでもいいので近くの民家に保護をお願いすること
- ◎ 屋外での遊びの指導（山や藪などでの遊びは控えること）
- ◎ クマが近くにいるサインがあったら、その場から離れる
  - ・糞がある（人間と同じかちょっと大きめ）
  - ・足跡がある（幅は成獣で7～13 cm）



クマの前足



クマの後足

## 【4】クマの習性

- ◎ 6月から10月頃までの出没が多い。
- ◎ トウモロコシ、ブルーベリー、カキ、クリ、ドングリ、などを好んで食べる。  
※上記のほか、家庭で排出する残飯なども好む
- ◎ 畑に出てきたクマに襲われることがある。 ◎ エサを求めて移動する。
- ◎ クマの繁殖期（7月～8月）にはオスの行動範囲が広くなり、子連れのメスは性格が荒くなる。
- ◎ 草木を切って明るくするとよい。クマは暗いところに出る。
- ◎ 脅すと、怖がって襲ってくる。
- ◎ 子連れの場合、何も無いところに出て、子グマが遊んでいることがある。
- ◎ 出没は夕方から朝方にかけて多くなる。
- ◎ 行動範囲が広いが、出没場所は同じ場所が多い。
- ◎ 驚いた場合は、パニックになりどこに向かうかわからない。
- ◎ 子グマを見ても絶対に近づかない。
- ◎ 夏の暑いときは、川で遊んでいることがある。
- ◎ 嗅覚がものすごく敏感で、においにつられて来ることがある。
- ◎ もしも、クマに出会ってしまったら
  - ・背中を見せて走って逃げないで（本能的に襲ってくる）ゆっくりと後ずさりして離れる
  - ・カバンなどの持ち物を置いて、それにクマが気を取られている隙に逃げる
  - ・クマが興奮するので、大声で叫んだり、石や棒などを投げたりしない

## 10 支援が必要な児童における留意点

- ・支援が必要な児童へは、本項目に留意して、事前準備や個別事象への対応、事後管理をする。
- ・障がいのある児童生徒等の安全に留意するためには、教職員が一人一人の障がいを理解し把握するとともに、子ども自身が自分の障がいの状態や特性等を理解し安全に学校生活を送れるように指導する。

### 【1】障がいのある児童生徒等が事故等発生時に陥りやすい支障

情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の理解・判断に時間を要したり、できなかつたりすることがある。</li> <li>・自分から意思を伝えることが困難なことがある。</li> <li>※全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。</li> <li>知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。</li> </ul>
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険の認知が難しい場合がある。</li> <li>・臨機応変な対応が難しく、落下物から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。</li> <li>・風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。</li> <li>・危険回避しようとして慌てて行動することがある。</li> <li>・けがなどをしても的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。</li> </ul>
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障害）。</li> <li>・エレベーターが使えない状況で、階下や階上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。</li> </ul>
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。</li> <li>・避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。</li> </ul>
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。</li> <li>・不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができない。</li> </ul>

### 【2】障がいのある児童への支援方法例（在籍児童の実態に合わせ適用する）

伝達方法の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに応じた情報伝達方法の整備。</li> <li>(例) 聴覚障がい：点滅灯、ディスプレイ、旗、手話、筆談、校内図などの音声以外の伝達方法の検討。</li> </ul>
避難経路・避難体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいに応じた避難経路の整備、避難体制の検討。</li> <li>(例) 車椅子を利用する場合の経路を確認。</li> <li>(例) 肢体不自由：エレベーター等がない状況や介助者がいない場合等の代替方法の検討。</li> </ul>
避難訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害に応じた避難訓練を実施。</li> <li>(例) 知的障がい：訓練等を複数回行い経験を重ねたり、避難経路や取るべき行動が理解しやすい図（絵カード）などを準備したりすることで、事態を予測して落ち着いて行動できるようにする。</li> <li>(例) これからの見通しを持たせる （保護者迎えまでみんなと過ごす、〇〇に避難する、余震があります等）</li> <li>(例) 指示は肯定語で（押さない→ゆっくり、走らない→歩きます等）</li> </ul>
連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や医療関係者等と危機事象発生時の対応について事前に検討しておく。</li> </ul>

# 第4章 事後の対応（復旧・復興する）

## 1 安否確認

### (1) 児童が学校園内にいる場合の安否確認

- ・負傷者がいるかどうか、全員を集合させるもしくは、授業等の担当者が把握して報告する。
- ・休憩時間や放課後等は、児童の状況把握が困難となるため、教職員はあらかじめ決められた担当場所に急行し、速やかに負傷者の有無を確認する。

### (2) 休日や下校後、登下校時に大規模災害が起こった場合

休日や下校後などの在宅時や登下校時に大規模災害が起こった場合は、下記の表を参考にして児童の安否確認を行う。教職員が直接家庭や避難所を訪問して安否を確認する場合には、教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意する。

#### 【安否確認の内容と教職員の対応】

教職員の非常参集体制と安否確認（例）					
参集体制	校区内の震度	安否確認	児童生徒等在宅時		登下校時
			電話利用可	電話不通	
A号	4	状況に応じて判断	状況に応じて判断		
B号	5弱		必要	電話連絡	家庭訪問 避難所訪問
	5強				
C号	6弱以上				

安否確認の内容（例）
<input type="checkbox"/> 児童生徒等および家族の安否・けがの有無 <input type="checkbox"/> 被災状況 ・児童生徒等の様子 ・困っていることや不足している物資 <input type="checkbox"/> 居場所（避難先） <input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法

### (3) 安否情報の集約

- ・職員室や事務室など各学校園で情報を集約する場所、総括担当者を決め確認を進める（事前に負傷者名簿を備えておく）。
- ・負傷者がいる場合には、速やかに応急手当の実施や救急車を要請する。
- ・学校園の電話に問合せが殺到し、使用できなくなることに備え、電子メール等の代替の通信手段を事前に確保して、連絡方法を複線化しておく。

### (4) 保護者への安否連絡の際の文例

#### 【児童が校内にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。本日登校（登園）している児童生徒等は、全員無事が確認されています。混乱が収まるまで、学校側がお子さんをお預かりする予定です。したがって、保護者の皆さんは安心して安全な場所に留まってください。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

#### 【児童が校外にいる場合】

「〇時〇分に地震が発生しました。〇年〇組の児童生徒等は、課外学習で□□□にありますが、迅速に避難することができ、△時現在、全員無事が確認されています。交通機関が稼働するまで、□□□の避難所にて待機する予定です。〇時〇分頃に、続報をお送りする予定です。」

## 2 引き渡しと待機

- ・地域住民・保護者・ボランティア等とも連携し、必要に応じて緊急対応への支援を求める。
- ・引き渡しの判断時には、地域の様子や被害状況、今後の見通し等の情報を複数の方法で収集し、児童の安全を最優先にして判断する。
- ・事件・事故の発生後、安全が確保された場合でも、児童生徒等が不安や恐怖心を抱いているときには、保護者に引き渡したり、保護者による登下校の引率やボランティア等による巡回を依頼したりする。

### 引き渡しの判断基準

- |  |
|--|
| <input type="checkbox"/> 通学路に被害が発生していないか<br><input type="checkbox"/> 地域の被害が拡大するおそれがないか<br><input type="checkbox"/> 下校の時間帯に危険が迫ってこないか<br><input type="checkbox"/> 引き渡す保護者にも危険が及ばないか |
|--|

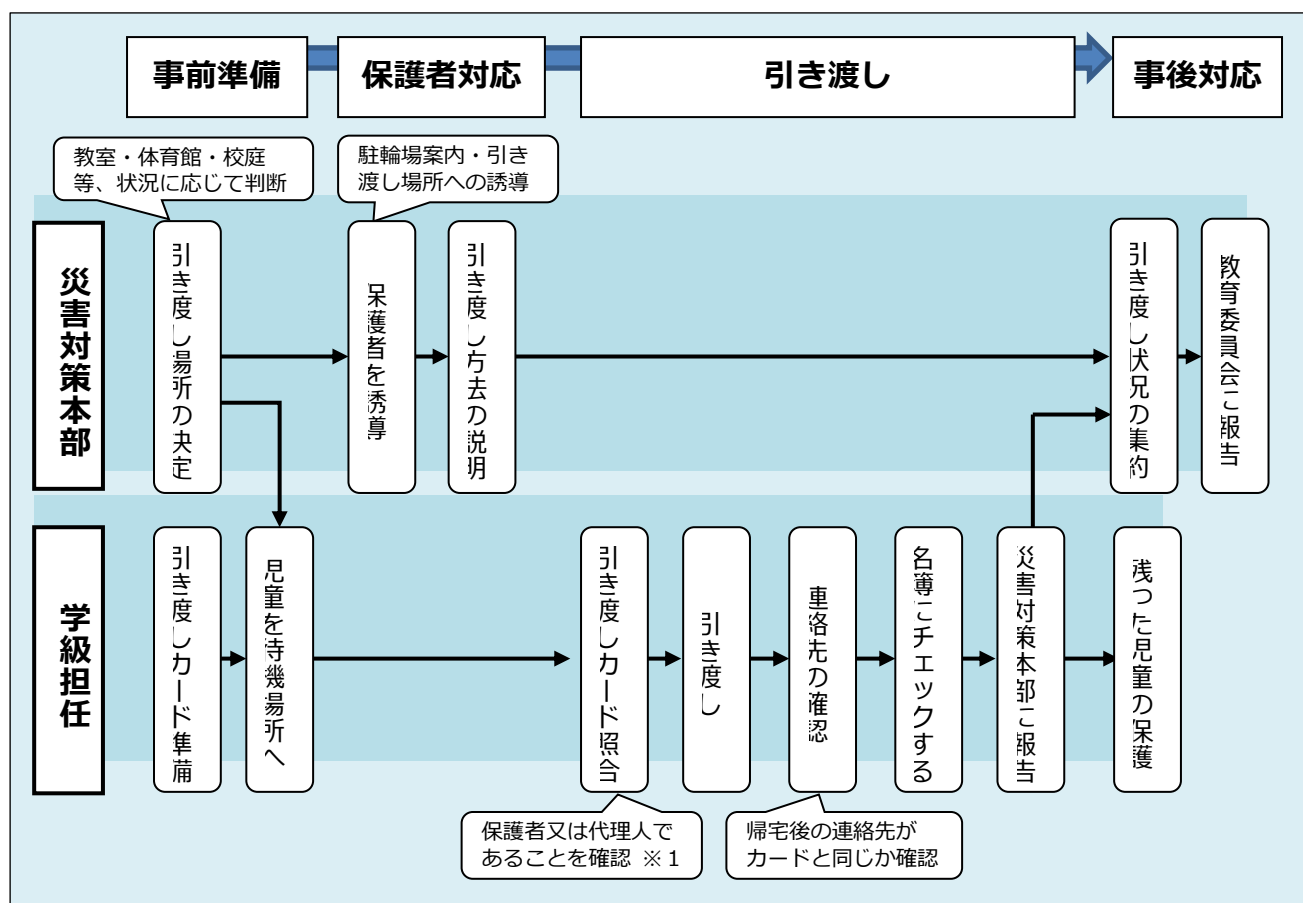
### 地震発生時の引き渡しのルール

震度 4 以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から連絡がある児童については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。
震度 5 弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童を学校で保護しておく。
<p>●津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、子どもを引き渡さず、保護者と共に学校園（避難場所）に留まるなどの対応も必要となる。津波警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。</p> <p>●登下校時の対応についても、事前に手紙の配布などを通して保護者へ周知する。</p>	

### 引き渡しカード

緊急時引き渡しカード					
(児童名) 年 組 番		(きょうだい)			
名前		年 組 番 <sup>名前</sup>			
(住所)		年 組 番 <sup>名前</sup>			
岸和田市		年 組 番 <sup>名前</sup>			
番	引き取り者氏名	連絡先(電話・住所)		児童との関係	チェック欄
1		電話 [ - - ]			
		携帯 [ - - ]			
		住所 [ ]			
2		電話 [ - - ]			
		携帯 [ - - ]			
		住所 [ ]			
3		電話 [ - - ]			
		携帯 [ - - ]			
		住所 [ ]			

## 校内における引き渡しの手順



※1 カードを持参していない場合、本児に引き渡しカードに記載されている人物か確認する。  
また、原則として、登録していない人が来た場合、確認ができるまで引き渡しを行わない場合があることを、あらかじめ保護者に周知しておく。

### 【災害時における保護者への連絡】

- 電話は不通になることが多いので、一斉配信メールやホームページによる代替の通信手段を事前に確保するなど、連絡方法を複線化しておく。
- 情報通信網が途絶した場合の保護者等への連絡方法（災害用伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web171等）、地域の掲示板、町内放送等）を検討し、災害時の学校の対応策を保護者等と事前に合意形成しておく。

【参考】『学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き』（文部科学省 平成24年3月）  
『災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック』（東京都総務局総合防災部 平成29年11月）  
『学校園における地震（津波）対応指針』（岸和田市教育委員会 平成30年4月）

### 3 教育活動の継続

- ・児童の安全が確保された後は、その後の対応や対策についての方針や具体的業務内容を決め、教育活動の継続について決定していく。
- ・事故等の発生現場の使用は避けた校舎の使用計画を検討する。
- ・養護教諭・スクールカウンセラーや学校医、教育委員会等と連携し、児童の心身の状態に配慮しながら検討する。

#### 【避難所協力について】

避難所運営は本来的には市防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでに一定期間を要することが想定される。災害規模が大きい場合には、担当者が全ての避難所に配置されず、教職員が避難所の開設や運営等について中心的な役割を果たす状況も考えられる。

ただし、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であるので、事前に市防災部局や地域住民等関係者等と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておく。

#### 【学校施設が避難所になる場合の流れ（一例）】

	避難所の状況	学校の対応等
災害直後	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地震発生</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">地域住民等の学校への避難</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協力内容として考えられる例               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設設備の安全点検</li> <li>・ 開放区域の明示</li> <li>・ 駐車場を含む誘導</li> <li>・ 避難者対応</li> <li>・ 名簿作成（避難者カード）</li> <li>・ 毛布、飲料水、食糧の配布</li> <li>・ 避難所運営の協力 等</li> </ul> </li> </ul>
災害当日 (避難所開設)	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所開設</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所の活動体制準備</div> </div>	
2日目～数週間後 (避難所運営)	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所運営委員会の設置</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所の運営</div> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校機能再開のための準備               <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 児童の安否確認</li> <li><input type="checkbox"/> 教職員の安否確認</li> <li><input type="checkbox"/> 教科書・文具等の紛失・消失状況の把握</li> <li><input type="checkbox"/> 教室等の安全確認（教室の確保）</li> <li><input type="checkbox"/> 二次災害防止のための校舎等の安全確保</li> <li><input type="checkbox"/> 通学路の安全確認（状況把握）</li> <li><input type="checkbox"/> 教育委員会との協議</li> <li><input type="checkbox"/> 授業再開時期の決定と保護者等への周知</li> <li><input type="checkbox"/> 応急教育計画の作成</li> <li><input type="checkbox"/> その他の対応                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 心のケア</li> <li>・ 学校給食</li> <li>・ 転出入に伴う学籍変更等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
数週間後 (避難所閉鎖)	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所機能と学校機能の同居</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">避難所の閉鎖と学校機能再開</div> <div style="font-size: 2em; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">日常生活の回復</div> </div>	

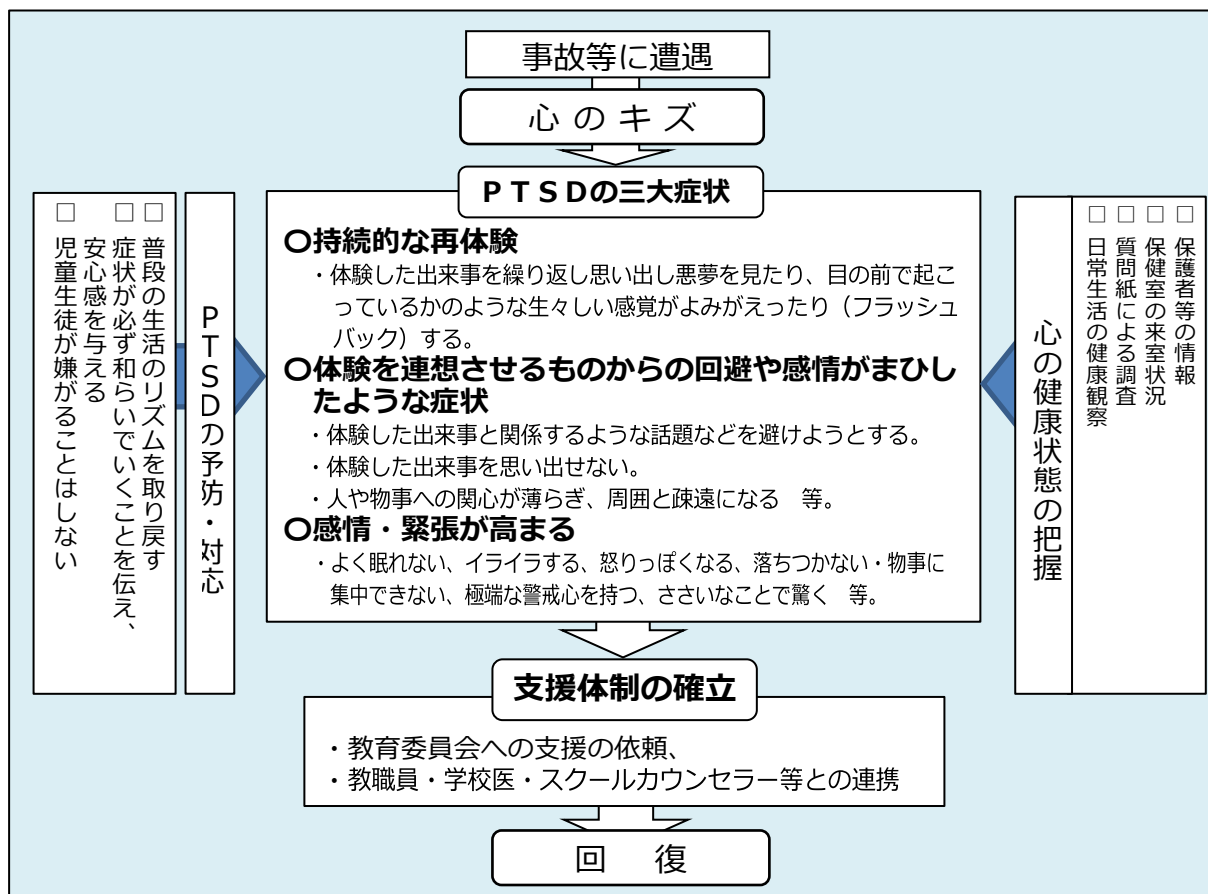
【参考】『岸和田市 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）

『岸和田市 施設版 避難所運営マニュアル』（平成 29 年 10 月）

『学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き』（文部科学省 平成 24 年 3 月）

## 4 心のケア

事件や事故、大きな災害に遭遇し、「家や家族・友人などを失う」、「事故を目撃する」、「犯罪に巻き込まれる」などの強い恐怖や衝撃を受けた場合、その時の出来事を繰り返し思い出す、再現するなどの症状に加え、不安や不眠などのストレス症状が現れることがある。こうした反応は誰にでも起こり得ることであり、ほとんどは時間の経過とともに薄れていくが、このような状態が、事故等の遭遇後3日から1か月持続するものを「急性ストレス障害」といい、1か月以上長引く場合を「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」という。そのため、事故発生直後から児童生徒等や保護者に対する支援を行い、PTSDの予防と早期発見に努めることが大切となる。



【参考】『子どもの心のケアのために－災害や事件・事故発生時を中心に－』（文部科学省 平成22年7月）  
『学校における子供の心のケア－サインを見逃さないために－』（文部科学省 平成26年3月）

### 【学校保健安全法】第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

## 5 調査・検証・報告・再発防止等

### (1) 情報の整理と保護者等への説明・対応

- ・危機等発生時には、教育委員会に速やかに報告したうえ、連携して対応に当たる。
- ・事故等の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを記録・整理しておく。

#### (保護者対応)

- ・できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実は、被害児童の保護者に対し正確に伝えるなど、責任のある対応を行う。被害児童の保護者への対応にあたる責任者を決め、誠意ある事態への対処に努める。
- ・保護者間に憶測に基づく誤った情報が広がることを防ぐため、被害児童以外の保護者に対しても、事故・事件の深刻さ等を勘案し、状況に応じて保護者説明会等の開催など、必要な情報共有を行う。

#### (報道対応)

- ・情報を整理し適宜提供する。
- ・情報の混乱を避けるため、窓口は一本化する。
- ・複数対応（応答者と記録者）
- ・児童の特定をさせない
- ・校内取材をさせない
- ・電話取材の即答はしない
- ・事実だけを伝える（不確かなこと、推測、うそ、ごまかしはしない）
- ・質問事項に答える（相手の所属・名前、応答内容や報道内容の記録と整理）
- ・ノーコメントはしない、無理な約束はしない
- ・教育委員会への報告（取材等について事前に相談）
- ・保護者と報道の分別対応（同席はさせない）

### (2) 調査・検証の実施、再発防止

- ・事故等の原因と考えられることを広く集め、今後の事故防止に生かすために調査・検証を行い、調査結果を再発防止に役立てる。
- ・調査等にあたっては、教育委員会とも協議のうえ、被害児童の保護者の意向を十分に踏まえ、保護者の心情に十分配慮した対応を行う。

### (3) その他

- ・学校園は、学校園の管理下で発生した児童の事故に際しては、「災害共済給付制度」について、保護者に説明する。その際は、給付対象外となる場合もあるため、制度について正しく理解した上で説明する。また、被害児童の保護者の感情に十分配慮し、適切な時期に連絡し説明する。

#### ●災害共済給付の請求について

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度は、学校の管理下の事故等があった場合、児童生徒等の保護者に対して、医療費（医療保険並の療養に要する費用の額の4/10）、障害見舞金、死亡見舞金の給付を行う制度です。

【参考】『学校事故対応に関する指針』（文部科学省 令和6年3月）